

芥窓手稿本錄

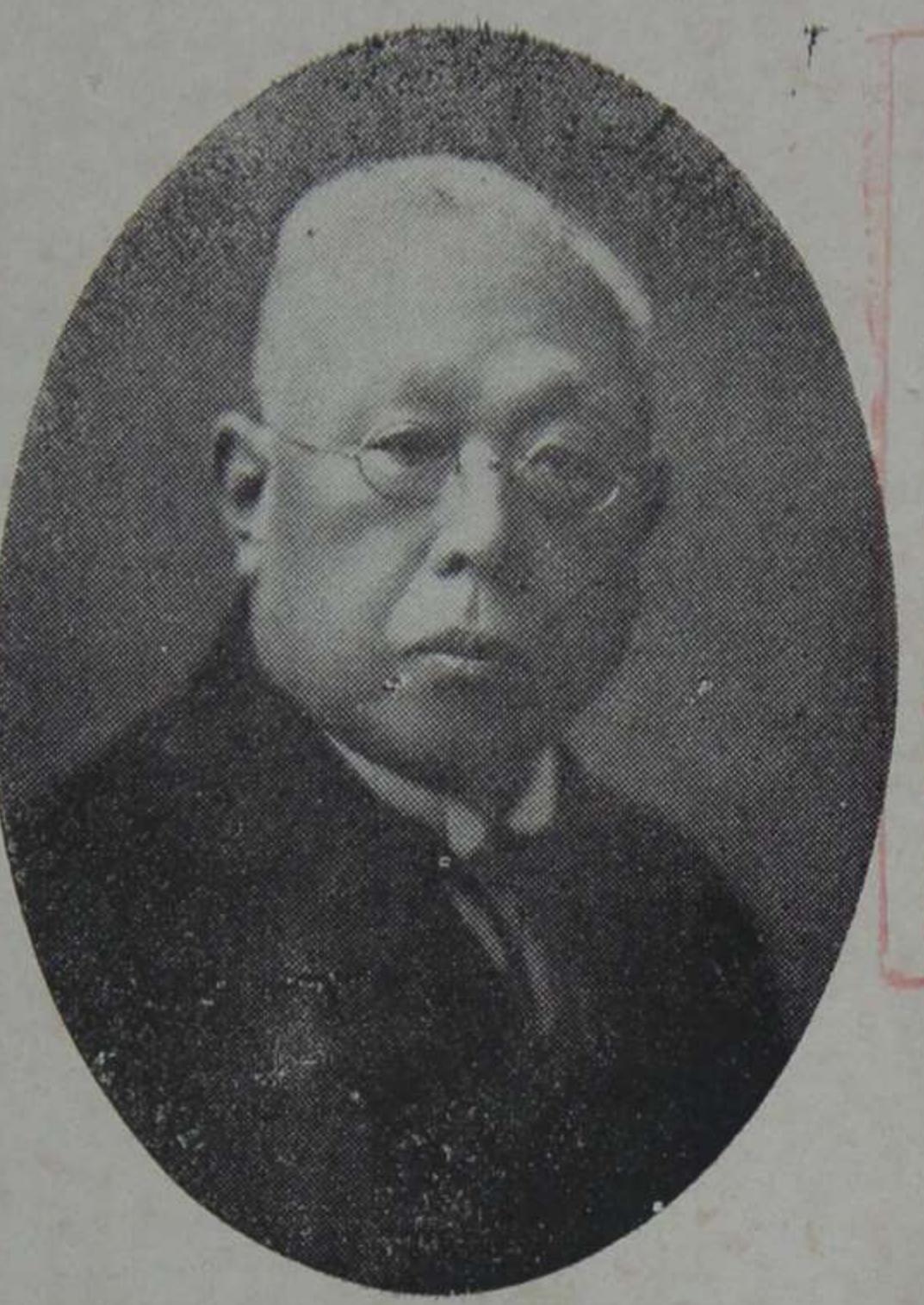
山中龜豫著



新編後漢書

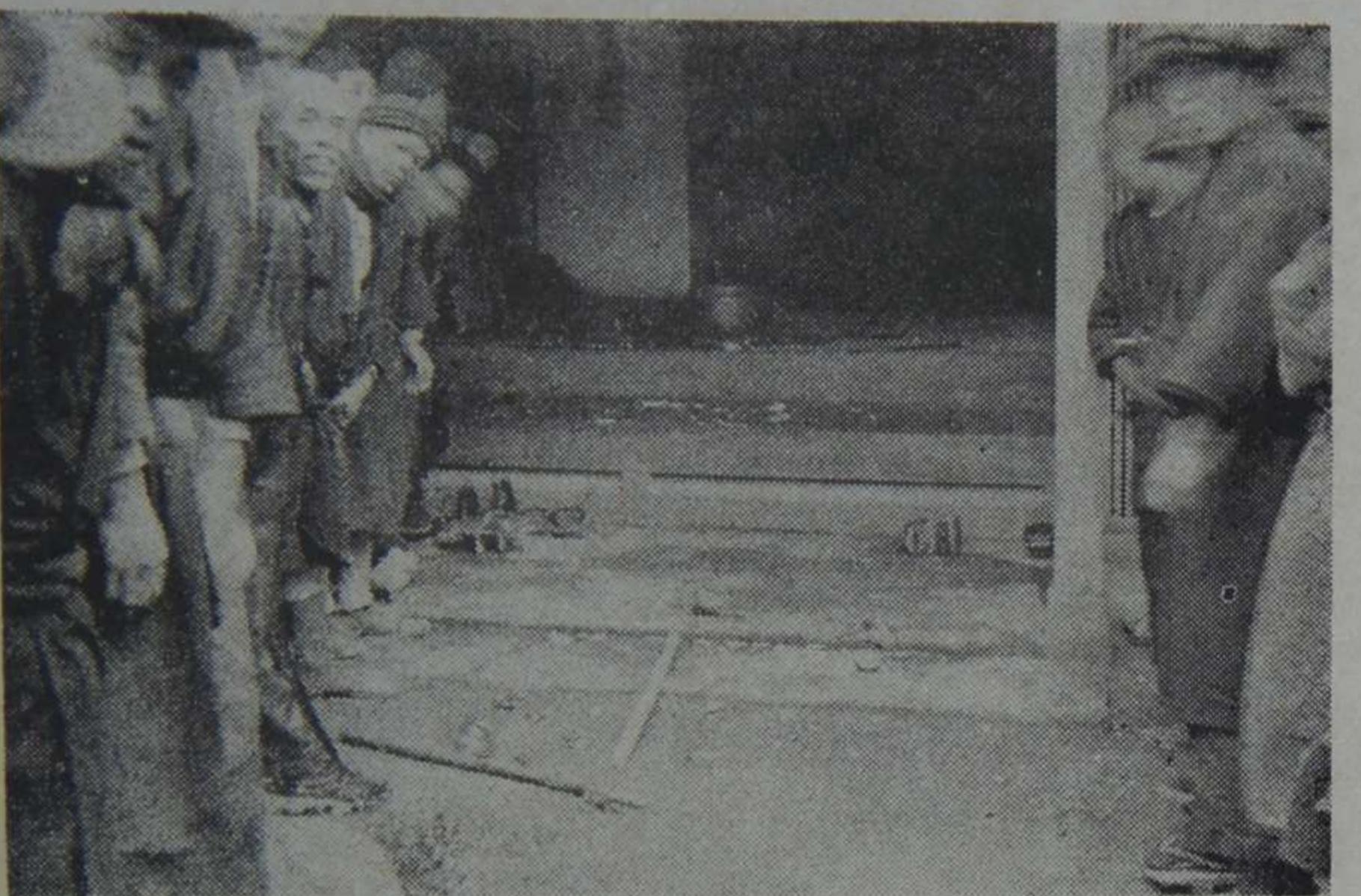
卷之三十六

TRC102094



有志  
氏寄贈





## 序

支那の國語という書に「上醫は國を醫し、其の次は人を救う」とあります。國を醫し世を救うのが眞の良醫であります。荀子という書には、「良醫の門には病人多し」とあります。不肖人は悉く賢人の門に救を求めるといふのであります。私の尊敬措かざる山本醫伯の門には嘗て色々の人人が救いを求めて集りました。而して醫伯は進んで人を救い、世の病を治したのであります。彼の電燈爭議の如き、その最も痛切なる實例であります。眞に國を醫し、人を救うの熱意と氣慨とを有し、且一身の危険を顧みざる勇氣と、群衆を率いる統帥の器とがなかつたら出來ぬ大事件であります。事件そのものは萩という長北の一地域に限られてはいましたが、それは今日の民衆運動の先驅であります。爾後萩には今日に至るまで眞の民衆運動というものは見られません。かかる民衆運動が、萩の如き封建性の豊な地に起り、その大衆の支持を得て幾多の困難を経て、迅餘曲折の經緯の後に一大成功を收め得た事は、指導者の卓越せる技倆と、人心の機微を握み得た事に依る他はありません。かかる意味で私は山本醫伯に敬意を表し、且又その眞相を描ける記録の世に

出づる事を望んでいたのです。此の度此の事件の中心指導者であつた盟友山本醫伯の、事件の記録を公にせらるゝを聞き、衷心欣喜の情に堪えませぬ。思えば事件の遂に成功裏に大團圓となりました後、提灯行列を催した際、「唯一筋の阿武の水、右と左に分れても、行衛は同じ綿津海の、廣きは我等の心たれ。」と私が作歌した事を思い出ししまして、萬感の胸裏に往來するを覚えます。多少なりとも事件の來由、經緯に觸れた事があるので潜越を顧みず一言卷首に冕する次第であります

昭和二十五年初春

學半河野通毅識

## 自序

昭和三年十二月山口縣は萩防府電燈株式會社買收經過と云ふ一一四八頁ある大なる書物を出版した大森縣知事は其序文中に「萩防府兩社買收の經緯顛末を蒐錄し本書を篇する所以のものは其の事態よりすれば區々一二小事業の買收に過ぎざるも電氣事業界の大問題として普く世の視聽を惹きたるに徴々先例を他日に遺し参考に資せんとする微意に出づ若し夫れ本書が本邦公營電氣發展史料として多少斯界に貢獻するを得ば望外の幸なり」と誌し、又「萩電燈株式會社供給區域内に於て料金値下に端を發し本邦未會有の電燈爭議を釀生し遂に治安維持上縣當局出動して之が調停を爲すの不得止に至り問題は更に一層の重要性を加へ兩社買收の即行は喫緊の用事たるに至れり」と記されてある。是によりて見るも兩社の強制買收は電業界の大問題で、本爭議は我國未曾有のものであることが知られる。

兩社買收經緯の記録が本邦公營電氣事業發展史料として重要なものでありとすれば、此買收を喫急事たらしめた本爭議の實錄も又民營電氣事業史上必須のもので、萩電爭議の表裏始終を知るには、大記錄に添ふるに、此小記事を以てして、始めて完璧となつたと言ひ得られやう。

本騒擾は萩地として明治九年の前原騒動以來の珍事であり、公共的民主的文化發展の上より見ても、重要な地方史實である。余は本書の刊行を爭議終了直後より企劃し、大略記錄を整理し、宣傳ビラ等資料を蒐集して置いたが當時は同盟會へ反對的態度を取つた先輩、友人が相當多く、かかる記録の發表には顔をそむける恐れもあると、氣兼して今日に及んだのである。顧みれば二十有七年、關係した官憲、民衆の多くは既に亡く、余等幹事も三名を残すのみとなつた。今にして是を活刷に附し、世に問はなければ、復た誰かよく是をなさんやと感奮し、昨年々頭年内に成し遂ぐべき行事の一に算へたのである。

本爭議の成功、本買收の完了は三松、大森兩知事、糟谷縣電局長等の事業當局の大努力、縣會議員の同情、縣選出代議士の斡旋、買收評價委員の明斷、山縣公の獻身的郷土愛、犬養遞相、江木書記官長、望月遞相、秋田次官を始めとし、中央に於ける高官諸賢の理解、地方としては瀧口翁の犠牲的俠氣、電業に經驗ある林氏等の鞭撻指導、電灯委員の熱烈なる協力、多數地方人の忍耐と支持等構へても揃へ難い諸原因の重積に因つたのであつて、全く天裕であると思はれる。些か感慨を述べて序とする。

昭和二十五年四月

山 本 勉 彌 識

## 目 次

口 繪 文 序 自 序

- 一、本書口繪初頁寫眞の上方右は山縣伊三郎公爵上方左は犬養毅遞相、下方右は大森吉五郎山口縣知事、同左は瀧口吉良翁である。
- 一、同次頁上方の寫眞は大正十四年一月廿七日暴漢が同盟會事務所に來つて演じた狼藉の跡。同下方のは一齊点燈提灯行列を行ふた日、記念の爲め撮つたもの、後方右より厚東太郎、花村久之進、山本勉彌、久保田伊七、前方右より三好利三郎、岡田文三郎、末岡周介、野村善植の八幹事である。
- 一、本書は目下山本の編輯下、出版中の萩文化協會發行萩文化叢書の一部とせんと考へて居たが、餘り特殊のものであるので、山本の個人發行と云ふことにした
- 一、序文を寄せられた辱知河野通毅氏、表紙を揮毫せられた書伯梅村香曉氏に謝意を表する

- 一、萩に於ける電燈會社の創設と其變遷
- 一、山口縣の電業統一と萩、防府電両會社
- 一、萩電料金値下運動の抬頭
- 一、萩電氣需用者同盟會の成立
- 一、電燈料金不拂同盟
- 一、廣島遞信局へ同盟會幹部の陳情
- 一、傳家の寶刀電氣事業法第六條
- 一、会社側の値下緩和策
- 一、不徹底なる第一回料金値下
- 一、同盟會の陣容建て直し
- 一、消燈同盟の決議
- 一、消燈断行に關する各般の準備
- 一、大商店の夜間休業

(此標題を五頁下段一行の次に入るべきを脱す)

- 一、各所に於ける區民會と幹部の活動
- 一、消燈を前にして物々しき講和談判

一、消燈申込書の再提出  
一、消燈に関する宣傳ビラ戰  
一、萩電問題の救濟主山縣公爵  
一、萩電會社撲滅の決議  
一、新電燈會社設立の計畫  
一、萩警察署の態度と署長の交迭  
一、防長出身先輩への飛檄と配電區域變更の請願  
一、國重前代議士、北野町長等の仲裁運動  
一、流会になつた馬島一派の町民大会  
一、萩町都市計畫調査委員會總会と貳錢值下案  
一、新春の空を動かす消燈同盟の歌  
一、新電燈委員会  
一、新電燈會社設立の決議  
一、新會社設立の決議  
一、断線要求の群集會社を包圍す  
一、會社重役と民衆對決の珍現象  
一、顏役坂本市五郎氏の執成で會社は十五日間で全部斷線することを誓ふ  
一、山中三見村長と同盟會幹部との對抗演說會  
一、新會社設立請願と幹部上京  
一、犬養遞相の明察と縣營電氣促進の大方針  
一、本問題解決に對する山縣公の熱情と江本翰長の厚情  
一、上京委員の報告演說會  
一、日本太郎紙の町民大会及政談演說大會

二、反同盟會團體として中正會の出現  
一、同盟會幹部と三松知事との折衝  
一、結局知事は同盟會へ宣戰の布告をなす  
一、坂本組と同盟會  
一、坂本組と同盟會幹部との對抗演說會  
一、未消燈者に對する同盟會よりの消燈勸告  
一、不消燈將校の集會と佛教團理事の会合  
一、横山警察部長の來萩と同盟會幹部の歩調亂れんとす  
一、殺氣立つた需用者大会  
一、文書の不備摘發さる  
一、百万の援兵  
一、警官の大干渉。檢事總長等への電訴  
一、同盟會幹部警察署へ怒鳴り込む  
一、消燈同盟の一角崩れ同盟會幹部の歩調亂れんとす  
一、坂本組配下の狼籍  
一、白熱した宣傳ビラ戰  
一、坂本組配下の襲撃  
一、三千名の自警團組織成る  
一、警戒嚴重なる自警團本部  
一、團員の出動と幹部の慰問  
一、宣傳ビラの追撃戰  
一、怨府となつた警察署と消防組員の總辭職  
一、瀧口吉良翁の奮起

三、三松知事の榮転  
一、同盟會員の激怒  
一、不拂同盟宣言の議を凝らす  
一、同盟會幹部と井原社長との談判  
一、社長漸く關係書類を提出す  
一、兩電燈會社買收の交渉斷絕  
一、同盟會幹部の町會議員當選  
一、萩町會の電燈縣營促進決議  
一、兩電買收價格評定委員會  
一、陋劣なる妨害策  
一、池田、福原兩男爵萩電會社に入る  
一、幹事福原男を上田屋に訪ぶ  
一、委員會傍聽の要求拒絶さる  
一、兩電買收評價委員會案成る  
一、突如として萩電值下の發表更に二重值下をなす  
一、縣民の反感をそゝる萩、防府電の訴訟沙汰  
一、萩電問題に關する萩町會の論戰  
一、兩電買收無効訴訟の結果  
一、井原氏敗訴、控訴更に敗訴  
一、内閣倒壊の前日安達遞相兩電買收價格を裁定す  
一、遞相裁定に對する會社の態度同盟會も亦對策を講ず  
一、兩電買收に關する臨時縣會  
一、同盟會委員會と縣營促進委員會

- 一、同盟會幹事の上京  
二、兩電買收費起債の許可  
三、見村に於ける断線問題  
四、萩電臨時総会と同盟會幹部会  
五、同盟會委員の熱狂  
六、青天の霹靂二重配電の許可  
七、會社膺懲需用者大会  
八、如何に値下するも絶対に拒絶  
九、二重配電準備の爲め測量班派出  
十、愚弄的電報に知事激怒す  
十一、防府電燈會社株主の狼狽  
十二、同盟會の二重配電促成陳情  
十三、事業經營許可取消の請願  
十四、二重配電起債借替の諒解運動  
十五、電氣協会へも諒解運動  
十六、断末魔の間際まで頑ばる井原社長  
十七、大阪會議円満手打成る  
十八、山縣公爵の薨去と萩町に於ける告別遙拜式  
十九、最後の調印を終り大團圓を告ぐ  
二十、山縣公爵の薨去と萩町に於ける告別遙拜式  
二十一、假契約書の内容  
二十二、兩電株主總会と兩電讓渡の認可  
二十三、東京会館に於ける披露宴

五 玄 証 雪 舟 三 玄 証 雪 舟 西 附

毛

毛

毛

毛

毛

毛

毛

毛

毛

毛

天

## 爭議餘談

天

- 一、萩町區長集会と同盟會よりの謝電  
二、未岡邸に於ける山縣公歡迎会  
三、巧妙なる幹部組織  
四、山縣公追悼祭  
五、同盟會幹事慰勞会  
六、心地よく集まつた寄附金  
七、興味湧く痛快な社会劇

## 附錄

空一七三

### 三十一章

空

## 萩電燈爭議實錄

山本勉彌著

等要領を得なかつた。炭價は其後益々暴騰するので大正八年料金を更に十燭光九十五錢に値上げをした。大正十年三月には山陽電氣株式會社より水力の供給を受けることになり、料金値下の大なる餘地を存するに至つたに拘らず、需用者の便宜を計ろうとしないので、茲に改めて物議を生ずることになつた。

## 山口縣の電業統一と

### 萩、防府電燈會社

明治四十三年一月以来瀧口吉良、増山宗史、林隆太郎の諸氏が創立委員として奔走の結果、同年七月萩電燈株式會社が成立し、増山氏社長となり、萩町、椿東村、椿村を電力供給區域となし、翌年十月より吸入瓦斯發動機を原動力として營業を開始した。料金は炭素線十燭光九十錢、五燭光七十錢である。明治四十五年タンクステン電球の使用を始め、十燭光を七十錢とし、更に其翌年六十五錢に引下げたので需用者が大に増加し、大正三年遂に火力發動機を据付くるに至つた。

山陽電氣株式會社社長葛原猪平氏が自社の動力を水力に變更した際、萩電を買收せんとの意圖のあるのを聞いた井原外助氏はやはり同様の考へを起し、大正六年二月競爭入札の結果本社は井原氏の手に移されることになつた。同氏經營後幾もなくして起きた歐州大戰の影響を受けて炭價は漸次騰貴したので、會社は料金を十燭光八十錢に上げ、電壓は反對に八〇ボルト台に下がったので、需用家は其不法を鳴らし、大會を開催して委員を設け、會社に交渉したが何

縣下電業統一の大業は大正十年中川知事によつて發案せられ、大正十二年八月橋本知事の盡力により、山陽、中外、宇部の三會社買收案は臨時縣會で可決せられた。最初の豫定では本秋より縣營を實現する筈であつたが、彼の帝都大震災があつたので、内閣交迭等本省は大混雜を來たし、且つ反對者の陳情等に妨げられ、大正十三年二月二十九日漸く内務、大藏兩大臣の認可を得た。そこで愈々四月一日から縣營の實現を見た。

以上第一期電業統一は右の三會社の他、萩、防府兩會社を買收する豫定であつたが、兩會社の社長井原氏は縣の交渉に對し不法なる高値を唱へ、結局誠意ある返答をしないので、縣當局は非常に感情を害し、兩會社買收は一時見合はすことになつたのである。

## 萩電料金値下運動の抬頭

縣下電業統一の實現により、電燈料金の低下を豫想して居た萩町民は茲に期待を裏切られ、今は會社に對し直接に料金値下げを要求する他に方策のないのを知つたので、大正十二年十一月頃より北野萩町長、町會議員の數氏は町民の意向を代表して會社に右の交渉を開始したが、井原社長は多くは回避して面會せず、書面に對しても返答をしなかつた。そこでかゝる没情漠々は相當強硬な手段に據らなければ満足なる解決を得られないとしたが、町會は決議機關で、實行機關でないので、町當局は問題を擧げて萩實業會、萩同志會、萩動力組合等私設團體に委し、町會議員も個人として其運動に參加することとなつた。

## 萩電氣需用者同盟會の成立

大正十三年三月十七日唐樋町萩町公會堂で電氣需用者大會が前記諸團體の代表者、町會及地方有力家の發起で開催せられ、滿場一致を以て需用者同盟會を作ることゝし、會則を決定した。役員の詮衡は本會の準備委員に一任し、幹事八名、評議員三十二名、委員八十三名が選定せられた。幹事は準備委員中より、評議員は各部落の有力者中より選ばれ、委員の多くは區長副區長である。斯くて全町を擧げて需用者同盟網は完成した。三月二十七日評議員會を毎月亭に開き對策を講じ、四月に入つては委員の盡力により同

盟会入会調印者二千三百余名に達した。此時の幹事は石光松之助、花村久之進、松前榮作、田中清二、大田民藏、厚東太郎、平野斌、三好利三郎の八氏である。

## 電燈料金不拂同盟

同盟會幹部は料金値下等の問題に關し、再三會社に對して交渉するも、遁辭を設けて幹部との面談を肯ぜず。又縣營電氣の値下に際し、縣内の各電氣會社に向つて先に値下の警告を発した縣當局は廣島遞信局の照會に基づき、更に萩電社は少しも誠意を披瀝せず、反省の實を示さないのに立腹した。同盟會幹部は料金不拂同盟と云ふ實行手段より他に良策がないと唱へる衆議を容れ、夫に就て種々方法を講究し九月二十日萩町公會堂で需用者大會を開くに至つた。來會者六百余入、田中清二、八道彌七、三好利三郎、末岡周介、岡田文三郎、厚東太郎、花村久之進、伊藤無逸の諸氏交々、立つて會社の不都合を攻撃し、其反省を促すには料金支拂を或る時期まで停止するが最も有効であることを高唱し會衆の共鳴する所となつた。

九月二十六日には花村、三好、厚東、田中、末岡五氏の連名で不拂同盟勸説の宣傳ビラ（附錄一參照）を撒布した。斯くて不拂の主旨は徹底し、會社側へ味方する極く少數

を除いては料金延滞が實行せられるに至つた。

## 廣島遞信局へ同盟會幹部の陳情

同盟會が料金不拂を宣言すると同時に會社の反省を促すには遞信當局の力による他なしとし、委員會の贊同を得て幹部は大賛成相へ陳情書を提出する爲め、上京することとなり、厚東、末岡、田中の三氏は十月十八日先づ廣島遞信局に到り、伴局長に面會陳情した所、井原社長は井芹支配人に同件して數日前同局に來り、局長の警告に従ひ、直に出萩して需用者と協定し、問題を解決すべしと言明したる由を聞き、上京を中止して即日歸萩し、此趣きをビラ（附錄三）で需用家へ報告した。

## 傳家の寶刀電氣事業法第六條

伴局長に好い加減なことを話して歸つた井原氏は萩に來た形跡はあるも、需用者側に對し何等協調の誠意を示さないので、同盟會では愈々激昂し、十月二十二日公會堂で需用者大會を開き、不都合な會社膺懲の氣勢を擧げた。

同盟會幹部は飽迄井原社長との直接交渉を望んで居る此際馬島敏章氏は仲裁の勞を執らんことを申込んで來たが、幹部はそれを拒絶した。此事より見れば井原氏にも協調の意向を藏して居たのかも知れない。然し十月三十日萩電總會の後、村田寫眞館の二階で、同盟會幹部に面會せる社長は

た。

## 會社側の値下緩和策

十月二十八日縣廳に出頭した井原、中村の兩氏は「萩電問題は一部暴民の聲で、萩町の輿論ではない。同盟會の要求で直に値下する如きは民衆運動の惡例を殘こし、產業發展に惡影響を與ふるものだ」と号し、仲裁者として地方有力者の蹴起する者がない爲め、窮餘の策として田中大將其他先輩に仲裁を依頼すると稱し、同夜中村重役は上京した。此情報を得た萩の需用者は大に激昂し、暴民とは何事であるか、地方の長老と云はれる中村氏が地方民の福利を圖ら

## 同盟會の陣容建て直し

す、三万町民の正當なる要求を田中大將の威力を以て抑壓せんとするが如きは、時代錯誤の甚しきものであるとした形勢非なりと見た会社側は政友會の先輩に依頼すると同時に、山口町在住の憲政派の某氏にも縋り、成丈け會社側に有利に問題を解決する様、運動しつゝありとの内報があつた。かゝる策動の結果ではなからうが、需用者達が信すべき根據を持つて居た十錢値下の豫想が、次項に述べるが如く、發表された時は其半分に過ぎなかつた。しかも其最後案が決定せられた當日藤田代議士は縣廳を訪問して居る。其要件は長州新聞の防長名鑑發行に關するとのことなるも誰か此の問題と一脈の相通するものがないと保證し得よう。

## 不徹底なる第一回料金値下

官憲の高壓により不本意ながら料金値下を決心した井原氏は十一月十六日縣廳に出頭し、十八日更に中村重役と共に出頭、横山警察部長と會見の上、料金値下の最後案を决定了。其内容は漸く十二月六日になつて發表せられたが、十燭光五錢、十六燭光十錢、從量燈に於て一キロワット時に付二錢、動力一馬力に付一圓の値下で、萩電は大正十四年一月一日より、防府電は二月一日より實施することになつた。值下の理由は會社創立十五周年に當るので、其紀念の爲であると稱した。

た旨を花村氏より會衆に報告した。

## 消灯同盟の決議

同盟會新幹事は十二月二日、五日、六日と連續事務所に會合し、周到な計畫を立て、敏捷な活動を始めた。八木氏は本問題に大に盡力はするが幹事を受諾せず、自分の代りに河村米一氏を推選し、河村氏は六日の會合には出席したが其後都合により辭任し一名欠員は其儘となつた。八日午後六時本會幹事が發起し、梅月亭で町會議員、動力組合、萩實業會、同志會、同盟會の連合協議會を催し、消燈に就て意見の交換をした。出席者二十四名。

右役員會の後、七時より同所で需用者大会を開いた。大会通知として「電燈會社は值下を發表せり。吾等の期待に遠ざかること甚大なり、專恣横暴なる会社に屈すべきか、正義に燃ゆる熱情ある者は來つて吾等の叫びを聞け、多數は力なり、輿論は正理なり」と標語を連ねたビラを撒いて居たので、雨天に拘らず集るもの千五百名、場内静肅で、一

人の野次もない。演題次の通り。  
経過報告田中清二、所感を述ぶ末岡周介、大萩町の興廢此一戦に在り三好利三郎、萩町人士の奮起を促す厚東太郎、今後の對策山本勉彌、所感八道彌七、所感伊藤無逸久保田伊七、三好利三郎、野村善植、八木馬太の十氏を選び、欠席者八木氏の他は即座に承諾す。新幹事の申し合せにより本會事務所を田中氏宅より山本氏宅に移すことにして其諒解を求め置くこと。  
二、陣容を強固にする爲め幹部の改選をなすこと。  
第二項の決定により詮衡委員は新幹事として山本勉彌、厚東太郎、末岡周介、岡田文三郎、花村久之進、田中清二、久保田伊七、三好利三郎、野村善植、八木馬太の十氏を選び、欠席者八木氏の他は即座に承諾す。新幹事の申し合せにより本會事務所を田中氏宅より山本氏宅に移すことにして其諒解を求め置くこと。

経過報告田中清二、所感を述ぶ末岡周介、大萩町の興廢此一戦に在り三好利三郎、萩町人士の奮起を促す厚東太郎、今後の對策山本勉彌、所感八道彌七、所感伊藤無逸久保田伊七、三好利三郎、野村善植、八木馬太の十氏を選び、欠席者八木氏の他は即座に承諾す。新幹事の申し合せにより本會事務所を田中氏宅より山本氏宅に移すことにして其諒解を求め置くこと。  
二、陣容を強固にする爲め幹部の改選をなすこと。  
第二項の決定により詮衡委員は新幹事として山本勉彌、厚東太郎、末岡周介、岡田文三郎、花村久之進、田中清二、久保田伊七、三好利三郎、野村善植、八木馬太の十氏を選び、欠席者八木氏の他は即座に承諾す。新幹事の申し合せにより本會事務所を田中氏宅より山本氏宅に移すことにして其諒解を求め置くこと。

各辯士熱辯を振ひたる後、花村久之進氏は「本會員一同は一致同盟して来る十二月十六日より斷然會社供給の電燈を全廢す」（附錄四）と云ふ決議文を會衆に諮り、一同拍手を以て是に賛成した。同盟會幹事は消燈期日に先だつて皆消燈を斷行した、殊に末岡、原東、山本、三好の諸氏は既に九日の大會に其斷行を發表して會衆に衝動を與へた。消燈戰の火蓋を切つた幹事は事の成否は、議論の多き智識階級を從とし、一般民衆を主とし。人家の少き部落を後にし、人家の多き町筋を先とするにありとして、着々其實現に努めた。幸ひ區長、副區長其他有志を以て組織した電燈委員網が全町に涉つて完成せられて居たことは結束上非常な強味であつた。

十三日區長集會後、指月神社總代が區長百四十名を高大亭に招待した。豫て林隆太郎總代と打合せてあつた幹事七名は其席に出席し、大會に於ける消燈決議文と消燈承諾書用紙を區長即電燈委員に配布し、承諾書取り纏めを依頼した此會合の利用は誠に好都合であつた。

町筋で消燈を最も苦痛とするのは呉服店、雜貨店等の大商

店であるが、是等三十二軒の大店舗は十六日より夜間休業の廣告を出して非常に氣勢を添へた。

幹事は又各戸並に商店貯藏のランプの數量、秋に於ける石油在庫の量数を調査して意を強うし、之等の急要品に對しては暴利をむさぼらぬ様、各商店へ警告を發し、各家に所持するランプは相融通する様注意をし、一方火災に對しては「火の用心」と朱書せる紙片を配布し、其を門標に貼つて互に警戒した。尙是と同時に「萩電燈を使用せず萩電氣需用者同盟會員」と朱書せる紙片を門標に掲ぐることにしたのは消燈結束に効果があつた様だ。

### 各所に於ける區民會と幹部の活動

消燈の結束を固うするには事件の真相を周ねく詳しく述べがありとし、幹部は前記の通り大會、役員會を聞き、民衆に向つて諒解を求めつゝあつたが、尙夫れ丈では不十分でありとし、委員の希望に従ひ、各區民の集會がある際手分をして其會合に列席し、説明に努めた。箇條書にすると左の通り

日	場 所	出 演 者
十 日	鶴江公会堂	岡田、末岡、原東
十一 日	白水小學校	花村、山本
十二 日	玉江觀音院	三好、厚東
三 日	越ヶ濱中善寺	末岡、三好

相互意思の疏通を計ること、且つ其場所と時間は一任せられ度しと申し込まれた。これに對して幹部は、会談はなすも場所は一任し得ず、必ず此事務所に於てなすこと、返答す午後四時町長再び來訪、明朝十時相携へて此處に來るべしと語つた。十六日前幹事会を開き、会談對策を決す。岡郡長は今朝須佐より惡路を冒して歸萩し、錫武警察署長、北野町長、井原社長、中村重役と共に來り、十一時三分對談を開始した。三仲介者は床の前に座し、会社側は右山本、厚東の兩幹事は左の座席に就く、隣室には他の幹部、有志者は情況如何にと襖を隔て、固唾を飲んで控へた。仲介者交々挨拶をなしたる後、井原社長は自己の立場、本件解決の希望を述べ、値下額に就て意見あれば十分述べられ度しと云ふ。山本幹事は今回の爭議の近因は彼の五錢以下の不滿にあるも、眞の原因是会社及社長が需用家に對する不親切と不誠意である。是に對する御覺悟を先づ承はり度しと述べ、社長は會社營業細目に涉りては不行届の点多々ありしなるべしと云ふも、吾人に對する面會謝絶等の態度に關しては、其非なりしを表明せず、却つて辨明がましき言を弄す。山本幹事は井原氏が過去の態度に就て陳謝し將來は誠意を以て需用家の便益を計ると言明されることが先決問題で、是をなし得なければ値下問題に就て意見を述ぶるは無用の業であると固執す。是に對して社長は黙して一言も發せず、而も其舉動態度横糾で同情を寄すべくも

### 消灯を前にして物々しき講和談判

消燈の空氣が萩全町にみなぎり、町民は一種不安の情に囚はるゝも、袖手傍観、何等の對策を講ぜない官憲に對し、在郷軍人將校の一部其他有志は警告を發した。恐らく其の爲めだらう、十五日午後二時北野町長は同盟會事務所に來り、郡長、署長、町長立会の下に幹部は井原社長と會談し

ない。三好氏等町長を座外に招き出だして進言し、座に歸つた町長は社長に對し、自分が嘗て面会を申し込んだ時の模様を難詰し、郡長は需用者に對し、誠意を披瀝するのは當然のことではないか、何とか挨拶して話を進め度い、吾々も萬障を排して此席に臨んだのであるが、會見が有邪無邪に終るのは如何にも殘念だと切言するも、社長黙すること岩の如く、終に今後此会談を重ねることありとするも、今日は是で打切らうと談合し、雜談を交はして別れた。消燈同盟などと云ふことは實行出來るものかと云ふ見縊りと人前で頭を下げることの出來ないがう岸な社長の性格が折角問題を解決する好機を捉へながら逸し去つたのである。

### 消燈申込書の再提出

消燈の申込は平生なれば口頭或は電話にても事足るのであるが、便宜上同盟會事務所では消燈申込依頼書を活刷して委員に配布し、取纏めることにした。此依頼書は適當なる時機に提出して貴ひ度いと認めてある同盟會幹事宛のものである。是を事務所では一括し、上に何區何名と合計を記した野紙を附け、十五日午後八時第一回分として二千餘名の消燈申込をした所、書類を受入れ、此分は遂に返却せない。然るに十六日午後二時提出の第二回分は違式であると受け付けず。十七日の長州新聞に會社は十五日提出の申込書は受付けられないと廣告した。

## 消灯に關する宣傳ビラ戦

十七日午前十時郡長、署長、町長は井原社長と會見し、反省を促した所、消燈申込拒絶の新聞廣告は豫定の方策に基づいたもので、昨日幹部と會見以前の考へであると言明した。町長は電話で右の趣を通知した、依つて事務所では右廣告は半ば取り消したものと考へ、其後の申込書を携へ、山本幹事は石橋營業部長に面会し、町長の通告に依れば會社は例の廣告を取り消したらしければ、是を受け入れらるべきと申し込む。部長は即答し難ければとて二時間の猶豫を乞ふ、午後三時事務所に來り、やはり受入れられぬと書類を突き戻した。會社の態度愈々挑戦的なるを知つた幹部は凝議の結果、十八日午後一時委員会を開くこととした。十六日までに集まつた消燈依頼者は四五九二戸、一三五〇〇燈である。

十八日公會堂に於ける委員会には出席二五〇名、山本幹事は會合の主旨、經過報告を述べ、厚東幹事注意事項を説明し、會社備付けが不足であるので、事務所で活刷した個人消燈申込書を分配し、是に再署名捺印の運動と、急告ビラの配布を依頼した。斯様にして個人消燈申込書は大部分事務所に集つたので、夫を會社へ傳達した。二十四日まで事務所經由のもの四五七八戸、九九九六燈である。斯く徒労な二重の手間を強要した會社の態度は益々町民を激昂させ消灯の氣勢を盛んならしめた。

十一月十五日同盟會より、消燈斷行の題下に「消燈の斷行は正義に立脚す、消燈の斷行は伸ひんがための道程なり、消燈は強要するに非ず誤解する勿れ」と記した宣傳ビラを作製し、新聞紙にはさみ、或は自動車で撒布して大に氣勢を擧げた。翌十六日には消燈と題し「正義の氣今や大萩町に横溢せり、消燈申込殺到し我同盟の成功は疑なし、長州男子意氣天を衝く回顧す維新當時」と記したビラを更に撒布した。是を見た會社は消燈妨害の必要を感じたものか十六日名を萩町愛護團に借り「徒に頑暴なる赤化團の謠言に迷はさるゝ勿れ、強要壓迫は只空聲のみ、火災の危険より去れ、徒に不自由を忍ぶな」等の字句を並べたビラ（附錄五）を撒布した。是を見た萩町愛護團の諸君は激怒し、惑はさるゝ勿れと題し「我萩町救護團の名に類似する名稱を以て、暗黒より醒めよなる題下に宣傳するは、萩電社員〇〇〇〇外二三名の行為にして我等とは全然無關係のものなり云々と記したビラを十七日撒いた。

全日會社は「電燈滅火は需用家にも會社にとりても容易ならざることにて、尙再点燈の節は非常なる手數と、一燈に付五十錢の工費を要す、平素不行届の点は幾重にも御容赦の上、引續き御点火御用命の程を願ひます」と泣を入れたビラ（附錄六）を撒いた。十八日同盟會よりは急告として

十六日までの消燈申込數及び目的の達成には粗暴なる言行なき様など注意事項、目下の状況を記したるビラ（附錄七）を出す。今日會社よりは「消燈を強要するものあるも能く御熟慮を願ふ」（附錄八）と重ねて悲鳴を擧ぐ。此宣傳ビラ戦は同盟會側の勝利に歸し、消燈の結束は豫期以上に固く、創造の難は去つて幹事は守成の方策に忙しく、會社側は筆を投じ、唯ぼう然として意外な事の成行を見守るのみだ。

## 萩電問題の救濟主山縣公爵

此一大民衆運動が不思議にも民衆側の全勝となり、三年後目出度い局を結んだのは、會社側に許し難い欠陥があつたこと、井原社長の性格及從來の營業方針に對して、上下共徹底した惡しみの情を持つて居たこと、問題解決に對する官憲の熱烈なる努力、民衆が確固不拔の大結束等幾多の原因があつたのに因るが、茲に見逃すことの出來ない一大原因は本問題解決の救濟主として山縣伊三郎公が嚴然として控へて居られたことである。

物事にてらふことなく誠實の籠つた偉大な性格の持主である公爵は電燈問題の白熱化した十二月十四日萩町に歸られた消燈決行前日の十五日始めて末岡、厚東、三好の三幹事は川島の勝津邸に公爵をお尋ねし、本問題の現狀を詳しく述べ上げ、善後策に就ての御意見を伺ふた。十八日夜山本、

三好の二幹事は再び公爵にお目にかかり、民衆の強き決心の程を申し上げた。鄉黨の事と云へば豫て溢るゝ同情を寄せて居られるので、此度の問題に就ては、ひどく痛心せられ、萩町民の福利を増進するやう助力せられることとなり幹事等は非常に心強く感じた。幹事の中には政友會員も憲政會員も居ると云ふことを聞かれ、運動には好都合と云はれ、又井原の羈絆を脱するには萩町まで縣電の區域を延長するものが最良の方法であると云はれた。翌日公は微行して山口に行き、三松知事に面會して萩町民の爲めに意見を述べられた。

其後年に數回は歸郷せられ、又在京中も涙ぐましい程、本問題の解決に心を用ひられた。其お蔭で最後には御意見の如く遞相よりの二重配電の許可となり、此鐵槌によつて遂に縣買收談が成立したのである。公の御盡力がなければ斯る満足な結果が得られぬと云ふことは後々の記載によつて明かとなるであらう。

## 萩電會社撲滅の決議

井原社長は虚勢を張り、同盟會に挑戦しては居れど、内心大に困惑し、縣當局も先般五錢値下は決して十分とは考へず、來年四月の會社決算状態を見て、更に値下交渉の意があると北野町長へもらしたのを見れば、會社側へも強い壓迫を加へるらしく、會社も仲裁者の出現を希望し、某々策

士は瀧口吉良翁と國重政亮氏との提携奮起を畫したが、瀧口翁は肯んぜず、遂に國重氏は單獨同盟會事務所に來り、山本幹事に向つて妥協をなすの意志がないかと云ふ。山本幹事は井原氏の前非悔悛の情が明かで、降伏的態度を以て来るならば相談に乗るべしと答へ、厚東幹事は一層强硬な意見を述べたので、國重氏も手を引いた。同盟會では會社側に誠意が全くなく、值下の餘地なしと揚言して、同盟の切り崩しにのみ腐心するのを見、益々怒り十二月二十一日午後二時公会堂で需用者大會を催した。会衆一三〇〇名演題次の通り。

経過報告山本勉彌、最後の五分間三好利三郎、所感八道彌七、今後の對策厚東太郎

尙井山藤一、光永某、藤山清太郎、岡本直助、大島甲槌の諸氏は飛入短時間演説をなし、花村久之進氏は委員會の協賛を經た決議文を朗讀説明して會衆の賛成を得た。決議の要旨は「吾人同志は藩祖の遺訓を軼し、百万一心の盟をなし、斷じて自今永遠に同社の羈絆を脱せんことを期す」と

云うので、最早問題は値下ではなくなつた。

### 新電燈會社設立の計畫

萩電會社を徹底的に排撃する最善の策は縣營電氣の供給區域擴張であるが、これは紛争を惹き起しつゝある民衆の標榜すべき題目ではない。消燈しつゝある人々の内にも、何

時までこれを續行するのか、不自由不便を救濟する方法は何か、などと幾分前途に不安を感じる空氣のあるのを察した幹部は、豫て林隆太郎氏等によつて唱へられつゝあつた電氣事業共營の許可を得ること即新會社設立の計畫を立てることにした。獨占の營業權を持つ會社に對し、平時はかかる事が考へられないが、殆んど全需用者が消燈した此非當時には許可の可能性があると云うのである。此計畫は林氏其他有力者の援助で、電光石火僅か一週間で起業目論見書、建築物圖面等が出來上り、江向山本勉彌方を假事務所と定め、林氏他二十二名の発起者も出來た。十二月二十六日の電燈委員会で此件を諸つた所、滿場一致の賛成を得、各委員は此新設會社設立の許可が成る様、遞信大臣宛請願書への調印をとることとなつた。此請願書は一月五日附と一月二十二日附との二回に出したが、調印者四九九一名に達した。此件に就ては種々の批評もあるが、萩電を離れ、而も電燈によみがへる方法として民衆が標榜し得る良策は他にないのである。

### 萩警察署の態度と署長の交迭

警察署計りではない、萩の官憲は悉く本爭議に關する觀測を誤つて居た。即ち幹部と稱する數名の者の煽動によつて此事件が惹起されたのであるから、幹部を慰撫すれば或は威壓すれば、問題が終結すると思つたのである。幹部は不

平満々たる需要家の唯代辯者に過ぎないと云ふことを輕視したのである。十二月十四日署長の要求により山本幹事は警察に出頭した。署長は岡郡長、某警部補立會の上、消燈承諾書をとるに強要したこと、暴舉の起らぬ様十分警戒をすることが、暴舉の起つた際は君は其責任を負はなければならぬ等の注意を受けた。

十二月十六日石井國藏氏は數ヶ所の街燈を破壊したと云ふ

本紛争解決の途は配電區域變更の實現か、新電燈會社の設立か、其孰れにしても防長出身先輩の應援を乞ふのが最も時宜に適した措置であるとし、萩電問題の概況を述べ、悲壯なる現下の實情と牢乎たる町民の覺悟を訴へた長文の聲援依頼書を消燈同盟者五四六六名總代として幹部九名の連名で、縣外縣内の先輩に向つて百五十通餘を十二月十二日附で發送した。

配電區域變更に關しては、先づ大養遞相に向つて其實現方を請願するのを最良であるとし。萩電の電燈料金、動力料金は全國稀に見る高率で、產業の發達を阻害するものなることより今日消燈に到るまでの狀況を述べ。尙來年四月には藩祖輝元公入城三百年祭及鐵道開通式あるも、會社今日の態度では、夫迄に到底圓滿解決の見込なく、此際三万町民を塗炭の苦より救濟せられる方法は唯だ縣の配電區域變更を許可せられるが最良の策と思はるれば、何卒特別の御詮議下さる様、十二月二十一日附、幹部九名の連署を以て請願書を發送し、尙右と略同様の請願書を十二月二十七日附を以て三松知事へも提出した。

### 國重前代議士、北野町長等の仲裁運動

防長出身先輩への飛檄と  
配電區域變更の請願

十二月二十六日山本幹事は三松知事を官舎に訪ひ、本爭議の善後策に就て種々陳情し、二十七日には宇部新川に行き

、庄縣會議長に聲援を乞ふた。縣當局は年末までには何とかして点火せしめ度いと焦慮し、井原社長を山口に招致して尙一層の値下を交渉したらしく、又二十五日頃には廣島の藤川電氣課長、國重前代議士、北野町長、三松知事等は山口町で會合して謀議し、町長も一大決心を以て事件解決に當ることとなり、知事の面前で、元日よりは必ず点燈せしむべしと断言した様だ。

二十九日午前十時北野町長は同盟会事務所に來り、山本、末岡兩幹事と對談し、どうか自分を信頼し、此爭議の解決を自分に一任せられたい、決して諸君の顔をつぶす様なことはせぬ、自分は今日職を賭して來たのだ。兩幹事は幹事を開いて相談せなければ返答出來ぬと云へば、自分の提言を容れて呉れなければ、自分にも覺悟があると、暗に敵對行動を取るべしとの意を示す。此会談中三好幹事は反対演説會のビラを持ち來り、此演説會の裏には町長等も關係すると内報す、事務所内の空氣險惡になり、町長は有邪無邪のうちに歸らんとする袖を捉へ、三好氏は演説會のことを詰るに、知らずと答へ、敗亡の形にて歸り去つた。

山口町政友会の長老信吉伍朗氏は豫て山本幹事と知合になれば、好意的忠言を爲さんが爲め、午後二時事務所に來り、更に山田、岡田の兩少將も來訪、幹事との間に口合戦をなす、一兵卒の意氣が却つて盛んだ。

午後三時半大阪屋旅館で町長と會見した岡田少將が電話を

かけ、愈々町長の申出には應じ難しやと云ふ、幹事會の意向は需用者大会を開いて後即ち此二三日中には大会を開き難ければ、正月に入りてより返答する他なしと答ふ。永びく様なれば返事に及ばぬ様子なり。こんな模様で町長等の仲裁運動も水泡に歸した

### 流會になつた馬島一派の町民大會

十一月二十九日午後六時より町民大会を萩町公會堂で開くと云ふ廣告が電柱にはられ、又其宣傳ビラには、此歳末に當り消燈によりて受くる損害は莫大である、現在の状態では何人の手でも解決を着ける事が出來ない、吾々は何時まで此苦痛を忍べばよいか、前途に何等の光明を認め得ないと思ふ、などと記して撒布した。然し下思議なことにはビラに主催者の署名がない。午後になり警察の方を調べた所、町民大会の主催者は馬島敏章氏であつた。眞の主謀者は他にありそだが不明である。辯士は誰の豫定であつたかも不明であるが、川上宗一氏が大津郡俵山の松浦虎槌氏を自動車で連れかへり、午後六時公會堂へ驅け付けたのを見れば同氏丈けは確かである。

馬島一派の陰險な遣り方に對し、一般需用者は非常に憤激した。此空氣を察したのか、四時過來所した岡田、山田兩氏の言によると、町長の盡力で町民大会は中止になるらし

いとの事であつた。右中止の告示がないので、袂に石を忍ばせた物騒な聴衆が漸々定刻前、公會堂の前に集まつた。その内大会はないそうだが其主催は馬島氏で、今大坂屋に居ると云ふことがわかつたからまらない、百数十名は打ち連れて大坂屋に押しかけた。馬島氏は色を失ひながら玄關で應接し、多勢の要求に應じて公會堂の前に、大会中止の廣告を出した。この際町長が居るかと叫びながら大坂屋の座敷まで浸入したものもあつたが幸ひ不在で事なきを得た。この大会が開催されたとするならば、一騒動が起きたに違ひない。同盟会では三十日宣傳ビラを出し、本会と昨夜流会になつた町民大會とは關係ないこと（附錄九）を一般に知らし、廢燈氣分を高調した。

### 萩町都市計畫調査委員會總會 と貳錢値下案

萩町都市計畫調査委員會は大正十二年四月北野氏が大萩町の初代町長に就任された後、全氏の積極政策を圓満に行はんが爲め、町會議員全部、町内の有力者三十數名を以て組織したほう大な町政審議機關である。土木、衛生、勸業等多くの部会に分かれ、其部會は再々開かれたが、總會は創立時と今回が始めてである。町長は此會を利用し、電燈會社が此際幾分でも値下をするならば、先づそれで折合ひ、

元日から一同点火するがよいと云ふ決議をさせ、夫に據つて同盟会を壓迫閉そくし様と試みたのである。本会の委員中には同盟会幹事は山本、末岡、花村、田中の四名がある三十日午前十時開會、町長は自己の立場を説明し、岡郡長も長時間意見を開陳し、議事に入つたが、議題即ち町長の眞意明亮を欠き、且つ會社に値下の意思あるらしく云ふも其程度を發表しないので、議事停頓し其儘中食休憩となつた。午後町長は甚だ言ひにくげに自分の考へでは、更に二錢丈け會社に値下せしめ得べしと思ふとて、起立或は無記名投票以此腹案を決せんとし、頗る横暴に執よう努めたが、出席の諸幹事少數ながら大に論難し、殊に山本幹事は此會議の決定は平時は輿論の代表と見られやうが、電燈問題に就ては全く然らず、消燈をせぬ者は町民の極少數であるが、其少數中より比較的多数の本會委員が出て居ることを實例を擧げて論じ、此會で決を多數によりて取ることには絶対に反対し、厚東常吉氏は大聲叱呼して是に抗辯す山本幹事等は町長の横車を押さんとするに對し、止むを得ずんば昨夜中止になつた町民大會の實狀をスツバ抜かんとまで詰め寄り、遂に會を有邪無邪に終はらしめた。本會合の下相談には町会中の電燈委員も參與して居た筈だが、其議員達の町長への助太刀は誠に心許なかつた。昨夜再び來萩せる信吉氏へ、一錢二錢の値下などは言外せぬがよろしく、幹部は注意して置いたに、夫を用ひず、町長の暴虐憑

河の勇も、其甲斐なかつたのは是非もない。

吉田潤一氏の発議で本會委員中から電燈委員九名を選定することになり、詮衡委員より玉木、大田、石津（以上町會）山本、田中、花村（同盟會）山中、南方、山本公房を指名し、お茶を濁して午後五時漸く閉會した。町長にとつて本會の不成功は、知事等に對しても面白なく、辭職の決心は此時にしたと信すべき節がある。

### 新春の空を動かす消燈同盟の歌

消燈同盟の堅壘を陥れんとした町長達の秘策も効を奏せず、同盟會の意氣益々揚り行く内に年も暮れ、大正十四年元旦例年の通り、町民多數は公会堂に集り、年賀の祝宴を開いた。同盟會では消燈同盟の歌を刷つたビラを用意してあつたので、祝宴のすむや岡田、花村、野村、山本の幹事等は直に自動車に乗り、越ヶ濱より奥玉江に到るまで萩中をドラ聲で高唱しながら是を散布した。稚氣滿々ではあるが元日早々勇ましいことであつた。

### 消灯同盟の歌

天は許さじ町民の 福利をなみする横暴を  
三万餘人の血を沸かし 茲に立ちたる同盟會。  
川上あらし吹き荒れて 菊が濱邊に波さわぐ  
大萩町の此危機を 救ふは消燈あるのみぞ。

### 新會社設立の決議

一月三日午後一時より公会堂で同盟會委員會を開き、引續

き二時より需用者大會を開いた。會衆一五〇〇。新會社設立の準備行動が着々進んで居るので、大會に於ても一應其決議をして置く必要を認めたのである。田中、末岡、三好、厚東、山本の諸幹事、杉山、大島、波多、藤山の諸氏は熱辯を振ひ、花村幹事は八道氏の書簡を朗讀し、且つ左記

鳴呼聖代の不祥事よ 正義の旗を押し立てゝ  
一致協力團結し 文化の光見出さん

### 新電燈委員會

町會議員中に電燈委員と云ふものが出来て居り、時々会合し、町長の諮問に應じて居たが、新電燈委員が出来てよりは自然消滅の形となつた。新委員は三十日都市計畫委員總會終了の後直に會合し、意見の交換をした。一月二日午前十時第二回會合を公会堂で開いた。町長と大田、石津の二委員欠席、他の七委員と福田助役とで、本委員會の意向を定めるべく協議した結果、本會としては私設會社創立と云ふ同盟會案に賛成する譯にも行かないでの、縣營促進運動を研究することにした。右の申し合せはしたが、本委員會としての活動は更になく、爾後本委員會を開く必要もなかつた。

の決議文を一同に諮つて満場の賛同を得た。

#### 決議

吾人は大會の決議に基き、同盟して消燈を繼續し居れるが、會社側は種々ろう劣なる術策を弄して結束を破らんとし、又知名の士數名は名を愛町の念に藉りて正當なる輿論を抑壓し、萩電を庇護せんとす、其心事の醜ろうなること、眞に唾棄すべきなり、吾人は斯る徒輩の陰謀に乗せらるゝことなく、益々結束を堅くし、新會社設立に向つて邁進せんことを期す。

### 斷線要求の郡集會社を包囲す

消燈申込を受けた會社は何等か期する所あるのか、未だに断線を行はない。需用者側は結束を破られるおそがあるとし一月五日朝より熊谷町、下五間町、恵美須町、米屋町の有志は町内の意向を纏めて會社に行き、其町内の斷線を逼つたが、井芹支配人は總代での申込みでは聽くことが出来ないと云ひ、且つ其期日も重役會の決議を得る要があるから一週間以内には返答が出來ないと云ふ。個々に申し込めとの言明により、東田町を始めとし、各町の有志は續々會社に押しあけ、午前十一時には二百余名の數となり、會社事務所の床板三坪は爲めに陥落した。有志は會社に誠意があるならば、重役會を開くにしても、三日の後には返答が出來ると主張し、午後になり幹事も仲裁に入り、五日後に

は返答せらるべしと云ひ、支配人の兩側に護衛する警官も夫に應じてはと勧むるも、頑として聽かず、窮鼠却つて猫を噛むのとへの如く、起つて幹事に鐵拳を加へんとしたが、衆にさえぎられて果ざず、会衆は彼が不遜な態度に益々激昂し、交々激論するも、彼亦屈せず、重役を呼びにやるなどと使を出すも、要領を得ず、森田氏等は高き臺の上に登つて怒号するなど屋内騒擾を極め、屋外の会衆六百余名に達した。午後五時支配人は自ら重役を往訪し來ると稱して脱出せんとするも、會衆應諾せず、遂に会衆は支配人と共に重役宅に出かかることとなり、支配人を引つ張り出す。會社前の小川を渡らんとするとき支配人と有志數名は共に河中に墜落した。一同は江向八丁淺海重役の宅に行き、同氏を伴ひ出し、更に御許町平島重役の所に到る。閉鎖したる表戸は打毀されん許りの亂打に、平島氏不承不承戸外に出で、殆んど捕虜となりたる觀を以て一同と共に公会堂に向ふ。井原社長の剛腹もさることながら、勇將の下に弱卒なし、井芹支配人は會衆にこつき廻はされ、言ひ攻められながら、晝食も夕食もとらず、ぬれたる洋服の儘翌午前一時まで、頑強に抵抗し續け、尙幹事に向つてヘラズ口を敲くなど、蠻勇振りは人を驚嘆せしめた。然し社長の態度が結局會社を不利に導いたと同様に、支配人の今日の狂態は全然籠蛇に終つた。

## 會社重役と民衆對決の珍現象

額役坂本市五郎氏の執成で会社は十五日間で

全部斷線することを誓ふ

公会堂に連行せられた淺海、平島の二重役、井芹支配人は交々壇上に立つて自己の立場と所見を發表したが、激昂した民衆は日中の三日或は五日猶豫説を打捨て、此場に於て直に重役會を開いて斷線期日を決定せよと逼り、不謹慎な態度言動により反感を高めた平島、井芹兩氏の身邊には鬼氣の逼るものがあつた。遂に以上三氏は協議の上、公會堂日本室で重役會を開くこととなり、淺海氏は山根、中村の二重役を迎ひに警官と共に自動車で出かけた。自動車が沖原で溝に陥つたとのことで、漸く十時半頃兩氏とも不在であると云ひ、空しく歸つて來た。待ちくたぶれながらも民衆は益々増加して千人を超えた。山根氏は出先で話をきいたとて都合よく來り、民衆に對し、自分は過日已に取締役の辭表を出しあるも会社はまだ夫に承諾を與へないと辯明を試みた。以上四名で重役會を開いた結果、斷線には政府より應援の職工を招くとしても、四十日はかかると発表したが、民衆其不誠意を詰つて承應せず、重役更に協議三十日にて斷線を了すべしと發表したが、民衆尙應諾せず、喧々轟々收拾し難くなつた。三好、末岡、山本の幹事間に立ちて斡旋するも、民衆は今日の事は同盟會の關する所で

ない、幹事は深く立入らざるがよいと云ひ、中々聽き入れず、下田警察署長の居中斡旋も効がない。來合せたる額役坂本市五郎氏も民衆と重役の間に立ちて種々心配す、全氏が電燈問題に關係したのは今夕が始めである。遂に重役は再々協議の結果、二十日間で斷線することになり、山本幹事は此程度で折り合ふがよろしかるべく、今日まで吾々需要者は正しきことを強く要望して來たので、出來難きを強ひるは面白からずと述ぶるも、民衆専不承のいろあり、山本幹事は一部人士の引き止むるをきかずして席を去つた。其後坂本氏の仲裁により、民衆も坂本氏の保證を信頼し、遂に十五日間で申込者全部の断線工事を了へることを堅く約し、翌日午前一時漸く散會した。

數名の會社重役と多數の民衆とが公開の席で、直接折衝をするのは、己に民衆側に八分の利がある。斯る珍現象は稀有のことであらう。消燈結束の爲め、新會社設立運動の爲め、同盟會としては無計畫の内に圖らざる收獲を擧げ得たので、眞に天祐の然らしむるところであつた。

## 山中三見村長と同盟會

### 幹部との對抗演說會

十二月二十七日萩電配電區域である三見村の市及浦で開いた演說會では同盟會の闘士は立論の餘波として村長山中貞

攻撃し、聞き捨てならぬと最初の質問を繰り返へす。伊藤氏は井原社長を泥棒と云つた覚えはあり、村長が村の事業の請負をしたとは云つたが、他は知らぬと否定し去る。山中氏は村長は請負はせぬ、他村から人身攻撃に來て貰ひ度くないと述べれば、末岡氏は吾々は幹事として責任は回避せぬ、又村長が請負せぬとは云はせぬと、證據書類を読み上げる。村長は平然として書類の辯明を試み、己に二十日も消燈の不便を見て居るが、一体所謂新設會社は何時出来るかと質す。厚東氏は新設會社の實現は不可能ではないが容易でない、吾々は全力を擧げて努力して居ると答ふれば岡田氏は料金に就て樓々述ぶる所あり、村長が自ら云ひ出しても更に自ら傷ついた興味ある演說會も、午後四時過終了した。村長及村會議員の斯る行動は會社と暗々裡に氣脈を通じて居るからに違ひない。會社側と見られる厚東常吉、三輪錄郎兩氏は六日七日と三見村に滞在して、消燈同盟切り崩しに奔走した形跡がある。

## 新會社設立請願と幹事上京

新會社設立請題の爲め上京することとなつた山本幹事は六日午後一時秋を立ち、山口町に三松知事を訪ひ、知事への請願書を提出し、上京の趣旨及萩の近況を報告した。三見

村の説演会を済して出立した厚東、末岡兩幹事と小郡で落ち合ひ、翌朝は廣島遞信局に伴局長藤川課長を訪ひ、右の請願書を提出し、上京の趣きを陳情した。八日正午東京驛に着いたところ、瀧口吉良翁父子は出迎ひに来て居られ、大に恐縮した。一行は一應相模屋旅館に到り、更に上戸塚に瀧口翁を尋ね、舊冬來の萩の状況を述べ、在京先輩の模様を承はつた。九日朝富士見町に山縣公をお尋ねし、滯京中の運動方法に就て御示教を乞ひ、御添書をえて遞信局に桑原次官、井上營業課長を訪ひ、特に次官へは林隆太郎他二十二名の出願に係る新電氣事業經營を許可せらる様との四二八〇名連署の請願書を添へて、右營業許可の申請書を提出し、且つ萩の状況を詳しく陳情した。午後三時總理大臣官邸に江木内閣書記翰長を訪ふて援助をお願ひした。更に藤田代議士、三浦將軍、田中大將を歴訪したが生憎皆不在であつた。十日朝山縣公にお目にかかり、直ぐ官邸に犬養遜相をたづね、更に遞信省に中西電氣局長、總理官邸に江木翰長を訪問し、晝食は折よく歸京した藤田代議士と共にした。これで上京の要件は迅速に終了したので、午後は山縣公、瀧口翁を尋ね、滯京中の模様と御禮を申し述べた。十一日午前八時半東京出発、十二日午前八時山口に着き三松知事を官舎に訪ひ、上京の模様を開陳し、至急上京此問題に就て、善後策を講ぜられる様知事に乞ふた。午後宇都市に渡邊代議士、庄縣會議長を訪ひ、今後の助力を乞ひ、一行三名午後六時無事に使命を果し、多大の期待を齎らして歸萩した。

## 犬養遜相の明察と縣營電氣 促進の大方針

上京委員は故木内重四郎氏邸と官邸とする遜相の應接室に待つ程もなく、無難作な和服姿で犬養老先生は出て来られ、委員が新會社創立の請願に參りたる旨一應陳情した所、先生は萩の問題は己に値下ではないのだと圖星をされ、眼前に爭議を注視して居る萩の官憲よりは余程よく眞想を了得して居られるには敬服の他なく、厚東幹事が口辯に云ひ出す通り、さすがに憲政の神様だとの感がした。尚續いて云はるゝには私設會社創立に就ては充分考慮はあるが、夫よりは此際電氣縣營を促進することとし、縣をして會社を買收せしむることが最良の方策だと思ふ。委員はお説は最善の策と考へ居るも、近時殆んど絶対に各種起債を許可されぬ此緊縮方針の下に、會社買收に關する縣起債が許さるる見込がありましようかと反問すれば、多額のものではなし、夫はどうにかなるだらう、と意外にも吾々が豫期せなかつた一大光明を投げ與へられたので、驚喜した一同はどうか其方針の確立を一刻も早く見らるゝ様にとお願ひすれば、夫は縣知事の方で大体案を作製しなければならず、知事は早速本省と打合せの爲め、上京するがよか

らうと云はる、快刀を以て亂麻を絶つが如き先生の明察には死中に活を求める得た心地がして、同邸を辭するや否山縣公に此趣きを報告して、喜びを別ち、更に此模様を中西局長にもお話したのである。

## 本問題解決に對する山縣公の 熱情と江木翰長の厚情

上京委員が歸萩して其報告を發表したところ、同盟會に反感を持つ一部人士の内には、上京して種々の運動をなすにしても、諸大官にはそう容易く面會がかなふものでもなく僅か二三日の間に彼等の云ふが如き満足なる効果があり得様がないと、如何にも虚言を弄するかの如き、惡罵をなすものがあつたのである。常識判断としてはもつともな言草で、吾々としても二日間の收獲としては誠に奇蹟の様に思ふも、然し是には當然斯くあり得べき一大原動力があるのである。即山縣公の力強き御後援である。遞信次官に待たされることもなく、直に面會出来るのも、公の御紹介のお蔭であり、江木翰長第二回訪問の時の如きは、非常な御多忙で、總理官邸では文政審議會開催の真最中、玄關先には數十の自動車があり、又面會中には應接室のドアを開け加藤首相が自ら翰長を廊下まで呼び出し、要談せられたる有様である。江木翰長は司法大臣になられた後も、起債の許可其他本問題の解決には非常に好意を寄せられた。犬養

遜相に面會の日も、自動車の都合で十分程遅れて公爵邸へ伺へば、縕袍のまゝ玄關に出られ、早や遜相へ打合せしてやつてある時間だ、田舎者は是だから困ると、お叱言を受くるも嬉しく自動車を飛ばし、一國の遜相にも忽ち面接を許されたのである。斯ることは公の特別の御後援がなければ、到底出來ることでない。縣知事よりまだ伺ひ出のないことを、本省より却つて要望せんとするが如き所まで、問題の促進を見たのは、同盟會員のみが如何に倒さまになつて働いて見ても出來ない藝當である。公の胸中には故郷を思ふの熱情が燃え盛り、其猛火は關係官憲の熱烈なる同情を惹き起さなければ止まない威力があつたのである。

## 上京委員の報告演說會

十三日午後より三千坊で委員會を開き、上京經過報告をした同盟會は七時より公會堂で需用者大會を催した。消燈一ヶ月、問題が如何に落着するか、新設會社の運命や如何と氣遣ひ居る人々、集るもの無慮三千、稀に見る盛会である演題左の通り。開會の辭山本勉彌、上京經過の報告末岡周介、上京雜感厚東太郎、三見村視察狀況野村善雄、至誠天を動かす三好利三郎、尙花村、大島、杉山、波田の諸氏が所感を述べ、山本幹事は閉會の辭を述べた。

## 日本太郎の町民大會及政談演說會

電燈問題の爲め昂奮して居る人氣を利用し、日本太郎紙の栗屋芳亮氏は町民大會を十四日午後六時より公會堂で開いた。聴衆約二五〇〇、栗屋氏の町民大會は再々あつたが、今回の一様な盛会を見たのは始めてである。唯一人の演者栗屋氏は魚市場問題を主とし、町舍問題、町稅問題を論じ、町長及町會議員の辭職を勧告すると述ぶれば、大拍手をして迎へられ、更に萩町長及町會議員の不信任を決議した。然し辭職勧告に對する實行方法が何等講ぜられなかつたのは相變らず栗屋式である。

町民大會後、政談演説會に移り、大に氣勢を擧ぐべく豫想されたが、全氏は精神的千早城の建設と題し、現實に遠い理想的のこと計り論ずるので、聴衆は失望して講演半ば、退場者が相づいだ。電燈問題に熱中して居る町民有志は今夜の會衆を善導し、大會の果てると同時に、痛烈な快挙を決する筈で、夫れく手順をしてあつたが、栗屋氏の演説がまるで道學者の說法じみて、その士氣を鼓舞する所か、全く有志の腰を碎き去り、遂に何事も起らず、平靜に過ぎたのは、此裏面状勢を知らない同氏としては、圖らざる成功であつたのかも知れない。

### 反同盟會團體として中正會の出現

消燈問題を一日も早く解決するには、會社にも屬せない中正の意見を有する者の團結が必要であるし、一月九日頃

有志の者が高大亭に會合して中正會を組織し、先づ同盟會側と會社側との意見をきく、更に縣當局の出萩を乞ひて問題の經緯をきく、解決の方法を講じ様との申し合せをしたと、此團體を永久に存續し、各種問題に對し公平なる態度を持し、輿論の中堅となることを決議し、坂本市五郎氏を招いて斷線狀況を聽取した。尚紀野妙連寺住職、重富弘法寺住職、齊藤將八の三氏を委員とし、北古萩村田清熊氏宅を事務所とするにした。会員人名の悉くは窺知し難いが、前記の他左の人々のあることは間違ひない様だ。馬島敏章、和田涉、武田次郎、鈴木美德、三輪錄郎、上野竹造、厚東常吉、原田西湖、那須舜一、藤井幸太郎。同會では一月二十二日午前十時より來萩中の横山警察部長を招待し、醫師會、將校團、實業會員など六十名と共に問題の經過をきいた。是までは点燈勸誘の學には出なかつたそだが、此後は縣當局に對し、鮮かな御用黨振りを發揮して活動する様になつた。

### 同盟會幹部と三松知事との折衝

結局知事は同盟會へ宣戰の布告をなす

本紛争解決の手段として同盟會上京委員の齋した報告は余りに徹底的のものであるから、縣當局はその意外に驚き、遂に不審を差しはさんで、十二日次の電報を遞信省電氣局长に打つた。

萩電陳情委員歸來の言に依れば、貴局に於ては本件の解決として、此際縣の買收を最良の策として、是が實施に付盡力する旨、尙買收に應ぜざるときは縣營供給區域を萩町に擴張を許可せらるゝ方針を示され、本件に關し至急本官の上京を希望せらるる趣なるも、右は事實なりや、折返し何分の返待つ。

中西電氣局長より即日次の返電があつた。

四圍の事情より他に解決の途なしとせば、縣營を可と認めらる、其他に付ては言及したることなし、尙十日附通牒（附錄一〇）に依り措置ありたし。

右の返電に因り、知事達は上京委員は虚言を吐くものとし、十日附通牒の終りに至急當面問題の鎮靜を期すると共に根本的の解決策に關し、御高見承知致し度しとあれば、同盟會に向つて点燈を強いんとし、幹事の來廳を求めて來た。上京委員が揃つて出山するは不可であるとし、末岡、三好の兩幹事は十五日午後知事官舍に到り、知事、小柳内務部長、横山警察部長と會談す。知事は前記電文の往復を示し、善後策は自分に一任し、此際点燈に盡力され度しとことであつたが、要望されるが如き無條件一任は應諾し難

宿泊した幹事は、知事は吾々の言を信ぜず、上京して急きよ對策を講する模様なく、剩さへ警察力を亂用して吾々に壓迫を加へ、無策唯点燈に急にして、事態の紛糾を益々甚しからしめんとす、との悲痛な山縣公への陳情書簡を夜半認め、翌早朝投函した。

### 断線状況

會社は五日夜の公約に基づいて引込線の斷線を始め、期日に後三日間を残す十八日の委員会に坂本氏が報告した状況は次の通り。

一月六日一四戸、七日二一四、八日、二〇八、九日三三七、十日一六六、十一日一九五、十二日五三三、十三日、七五二、十四日四五二、十五日三八四、十六日三九五、十七日三六五、合計四〇一五戸

尙後三日間に断線を行ふ箇所は次の通り。

松本、玉江浦、上野、青海、山田、三見村全部、越ヶ濱、

後小畠、中津江、目代、藤ヶ瀬、倉江

時日は明確でないが、中正會の三委員が会社に行き、断線は中止するがよろしと、申し込んだが、井芹支配人の納るところとならなかつたとの喜劇的内報があつた。

### 坂本組と同盟會

正明市、萩間の鐵道線路工事は間組の請負ふ所で、其一部

及十九日の兩日附で、陸軍將校十七名、弘法寺遊廊十八名、醫師十一名、新聞記者五名、警官四名等二一五名に發送した。此内六名は其後廢燈した。

弘法寺貸座敷組合代表者よりは、同盟會の運動方法に反対する意思は毛頭ないが、普通商店とは營業状態の異なる点、營業時間の異なる点、營業上燈敷の多き点、危險程度の異なる点等を列擧し、消燈は本營業上の致命傷なるを訴へて点燈默許の歎願書を提出した。又老人、盲目者あつて消燈し難きを訴へ来る者あり、中には消燈より不拂こそ会社の蒙むる打撃が大きいと云ひ、点燈を續くる者もあつたが、大部分は本問題の實狀を知悉しないによるか、或は知悉して居ても、同盟會の遣り方に對し不満を有する人々であつた。此不消燈者一覽簿を見れば、萩電會社が平生より如何なる人士と結託して居たかが想像し得られる。

### 不消燈將校の集會と 佛教團理事の會合

消燈勸告状を受けた將校連はジットして居れず、一月十九日午後一時より橋本町富田支店に集合し、幹部の來場を求めたので、厚東、末岡の二幹事は出席して爭議の經過、出京時の狀況、新設會社問題を話し、勸告状は決して強要の意味ではないから、各人の自由判断にお任かせする、但し後年人の嘲笑を残さない様にと述べ、大に氣えんを擧げた。

下請をする請負師に坂本市五郎氏（本名生川藤作氏）があり、顔役として盛名をはせて居た。五日公會堂の斷線要求騒動を見るに見兼ね、俠氣勃然として會社と民衆の仲に入り、民衆も全氏の顔に免じ、遂に十五日間断線を承諾するに到つた。此事あつてより全氏は再々同盟會事務所に来て種々獻策し、断線状況其他の情報を齋らし、消燈同盟に盡力せられた。十八日迄には前記の断線成績が擧がり、此功績に對しては同盟會は非常に徳として居たが、二十日横山警察部長が來萩してからは、警察署、中正會などが大に同氏に接近し、縣當局と同盟會との喧嘩と云ふ有様となつた後は、此兩者の仲裁を策せられ、爲めに前日とは態度が變はつた。二十六日三千坊での全氏の断線状況を聽いた委員會の諸君は幾多の質問の後、今日までの好意を謝し、今後は電燈問題に就て一切の關係を絶つこととなつた。全氏としても同盟會の頑強なのには愛想をつかした事であらう。

### 未消燈者に對する同盟會 よりの消燈勸告

断線の實施に伴ひ、未消燈者の數が各委員の手で、着々體査せられたので、同盟會よりは萩地方一般人民の面目維持及將來の福利増進の爲め、御熟考の上一時の苦痛と不便とを忍び消燈へ御加盟相成度々々の消燈勸告状を一月十六日

阿武郡佛教團萩支部では十四日海潮寺で理事會を開き、萩電爭議に關し、協議する筈であつたところ、前晚故意か偶然か分からぬが、同寺に架せられた電線が切断せられたので、右會合は中止となり、更に十九日午後一時會合して幹部の出席を求めたので、山本、岡田の二幹事は爭議の經過、現況を話し思想の悪化を來たすおそれなきやとの質問に對しては、斯る横暴なる会社を膺懲するは寧ろ思想の善導であると述べ、同理事會は今暫時間題の推移を傍観することにきまつた。

### 横山警察部長の來萩と同盟會の應戰

十八日縣當局は同盟會へ向つて宣戰の布告をなすと同時に東京方面へも其決意を通じたらしい。同盟會では常に機先を制せんとして、機敏に立ち廻つて居るが、此時計りは十八日談判の内容を発表せずに隱忍自重し、縣當局よりの攻撃を待ち構へて居た。敵の聲で立ち上がるるのは不利ではあるが、同盟會は決して事を好むものでないと云ふことを周知せしめたかつたのである。二十日夜横山警察部長は上利保安課長、中原技師を從へて來萩した。三松知事は此一行は山本君の如き誤解者を抜きにして直接町民に、事の真相を傳へる爲めだと放言した。

二十一日遂に戰の火蓋は切られ、午後二時公會堂に區長を集め、横山部長は問題の經過と新設會社、縣電區域延長、

縣買收に関する意見を述べ、上京委員の傳ふる所は誤りで、問題の促進を計るには点燈するが急務であると述べた。此談話は贍寫刷にして御丁寧にも、各區長に配布した。是に對し電燈委員である各區長は、事態紛糾の責任は誰に歸すべきか、多數を慰撫するよりは井原個人を反省させては如何、日本一と稱せられる萩電の料金は暴利とは認めぬか

、同盟會には電燈委員と云ふものがある是に話されては如何、料金値下等何か御土産を持つて來られたか、新設會社は絶対に出來ぬか、縣營は何時出來るか、等矢繼ぎ早に質問をなし、夫に對する應答頗る要領を得ない。折角の縣の第一策戦は見事に失敗した。

一行は今夜三見村にも行くと云ふことをきく、厚東、山本、野村等の幹事は自動車で、同村に先行し、對策を講じた。岡郡長の先導で同村に行き、役場樓上で試みた部長の談話も萩と略同様、其効果は少かつたと云ふ。

二十日には東京より渡邊代議士、庄縣會議長より知事に一任せよとの電報が山本幹事宛で來、二十三日には山縣公、

藤田代議士、二十四日には藤田代議士より江木書記官長も知事に任すがよいといふとの電報をよこした。是等は知事よりの電請に因ること勿論である。

二十二日午前中正會主催の有志會が公會堂で開かれた。其

開催前同盟會は會場前に次の需用者大會宣傳廣告を大きく掲示した。中正會は理非をたたさずして点燈を勧む、点燈

を勧むるものは町民の公敵なり、愛町の念に燃ゆるものは來つて所信を開陳せよ云々。此会に列席する爲めに來た横山部長は此掲示を見、驚き且つ怒り、直に公敵の二字抹殺を命じた。同盟會も實は中正會に名を借りて、横山部長を公敵と呼ばんとしたのである。

### 殺氣立つた需用者大会

同盟會の戰ふ相手は電燈會社と云ふよりも、寧ろ縣當局であると云ふ奇觀を呈した。無理やりに壓迫せんとすれば、山部長の談妄斷なるか、壇上の幹部は必死の覺悟で獅子吼すれば、聽衆益々熱狂す。前例を破つて下田署長は自ら臨檢し、幹部の所説に對し、悉く注意を連發す。注意を呼ばんより公會堂に集るもの三千五百、未會有の盛況で、階上階下眞に立錐の餘地なしだ。上京委員の言虚偽なるか、横山部長の談妄斷なるか、壇上の幹部は必死の覺悟で獅子吼すれば、聽衆益々熱狂す。前例を破つて下田署長は自ら臨檢し、幹部の所説に對し、悉く注意を連發す。注意を呼ばんとして立つを見るや、激怒する聽衆はときの聲を上げて、臨檢席に雪崩れ寄せんとし、事態容易ならず、中止でなはい、注意だと辨明するも言語徹せず、斯くの如き混亂も僅かに大事に到らず、漸くにして予定の演説を終へるを得た。演題は左の通り。

區長集会報告

野 村 善 槌

遞信省の意向に就て

山 築 勉 彌

点燈勧誘に就て

厚 東 太 郎

天定つて人に勝つ  
三好利三郎  
偶感  
杉山高介 花村久之進  
所感  
福田一良 中原五郎

本會で熱狂した余り、署長を引出せ云々と叫んだ上五間町

河内寛一氏と光原商会福島光三氏は散會時に検束され、翌

朝漸く警察署から放還された。會衆の多くは激語したのであるが、其中で兩氏が貧乏籤を引いたのである。

### 文書の不備摘発さる

一月二十二日午後岡郡長が事務所に來た時、幹部は同氏に向ひ、第一回消燈依頼者中に名前はあるが、其後消燈申込をせぬは何故かと詰つた所、始めから消燈依頼はした覺はないと云ふ、依つて幹部は消燈依頼者名簿の一部を見せ恐らく妻君か誰か承諾された筈であると云ふも、かたく否認した。此際縣當局に忠勤を拔きんぜんとする郡長は名簿に少しく不備の点あるのを發見し、鬼の首でも取つた心地らしかつた。これが基で翌二十三日朝同盟會の事務を玉幹する久保田幹事は警察に召喚せられ、正午藤田高等刑事同僚で事務所に歸り、第一回消燈依頼者名簿を携へて再び警察に行き取調べを受けた。此書類は一時沒收せられた。郡長に關する件で河添の堀區長、日吉巡査其他警官關係で川島の阿武、林の二區長が此日召喚取調べを受けた。大げさに云へば文書偽造事件と云ふのである。二十四日より二十

八日まで各所の區長、委員、老人、女子等を日々數十名例の書類を手引として警察へ呼び出し、威し賺し鎌をかけつゝ罪人を作ることに努めた。

### 百萬の援兵

知事、警察部長は萩の報道機關の全部を利用して自説の宣傳に努め、警察は持前威力で同盟會幹部及一般需用家を脅やかし、在京先輩よりは電報の雨を降らし、萩地官憲は中正會と應じて風雲を巻き起さんとし、漸く四面楚歌の聲を聞く様になつた。同盟會幹部は二十二日歸郷せられた瀧口翁によりて、其主張が確認せられ、氣勢を擧げ得ると望みを囁して居た所、二十四日午後明木村に同翁をお尋ねした末岡、久保田、岡田三幹事は東京よりの情報が頗る頼りないもので、山縣公、田中大將、江木翰長、三星三様の意見として佛領印度支那へ出發前の非常に御多忙の中を、熱誠を籠めて書かれた山縣公の御手紙が届いた。其内に「小生より外良策無之となし、今日も江木書記官長に面會一日も早く知事に於て之を實行致し吳候様致し置き候然るに此實氏の意見次第にては大に盡力致度と存候へ共遂に知事出京

の模様も相見へず、中略、大養遁相には四、五日前面談致し其節の話に縣事業として知事より提議相成候へば競争はやむを得ざるものとし許可可致とのことに有之候云々」とあり、遞相、官長の御意見は上京委員の報告と少く違はざることが立證され、幹部一同百萬の援兵を得て、蘇生の思をした。山本、末岡、久保田の三幹事は是を携へ、再び明木村に瀧口翁を訪問した。午後九時には岡郡長、下田署長を事務所に呼んで、是を見せ、知事の急きよ上京其他幹部觀測の愈々誤りでないことを説明した。これは直に電話を以て郡長より知事へ通達された筈である。

### 警官の大干渉檢事總長等への電訴

萩警察では例の文書一件で人々を召喚すると同時に、平常警察の監督けん内で營業をしつゝある料理屋、飲食店、置屋、旅館、劇場、理髪店、髮結、自動車會社等の關係者を呼び出し、威壓を加へて露骨な点燈勧誘をし、旅館の街燈はランプではない、同盟會から金錢を貰つただらう。新設会社が出來れば三百圓のわいろを貰ふ約束があるだらう、などと脱線した詰問を送し、氣の弱はそうな連中には点燈したければ、これに捺印せよと、書類を突き出すなどの狂態を演じた。硬骨の諸氏が本日出頭の際印判を持参せよとのお達示であつたが、何の必要があるのかと反問すれば、別に要なしなど無責任なる答をする。又警官は打連

れて町外れの飲食店等に行き、点燈の勧誘をする様になつた。警官の遣り方餘りに目に餘ることがあるので、同盟會よりは二十八日山口檢事局、司法大臣、檢事總長に宛て、これ等の不穩状態を電報した。

### 同盟會幹部警察署へ怒鳴り込む

二十六日午前九時頃より玉江浦區長田中音松氏は警察に召喚せられた。同地駐在檜垣巡査は氏の有罪となるべきを話して妻女を非觀せしめ夜に入つて歸づた田中氏の宅へ同巡査が泊り込んで居たのを、翌早朝見舞に行つた野村幹事が発見し叱責を加へた。午後二時玉江浦より事務所へ急使があり遠洋漁業に出た息子死去の報があり混雜中の田中音松氏宅へ巡査が二名來り、田中氏が先日區内の電球を取り纏め、区内に失々配布せよと、居催促をすることである。これを聞いた厚東、山本、野村の三幹事は直に署に行きて下田署長に会ひ、説明を求めた所、署よりは其様な命令を發したことではなく、電球返却の強要などあるべき筈がないと云ふ。三幹事は相当激語した。歸る時玄関まで見送り出た署長はじよう談に、諸君は署長を恐かつて來たなと苦笑せられた有様である。山本幹事は速刻車を玉江に走らせ、田中家戸口に居る巡査二名と田中氏を魚市場事務所に伴ひ、柳町會議員を立會人として下田署長の意を傳へ、巡査

に向つては署長の意に反する非常識な行動を詰責し、田中氏へは電球を會社へ取りに行く必要はない由を告げた。警察部長苦肉の策であつたらうが、署長の立場も苦しく、巡查の威信も何もあつたものでない。

### 消燈同盟の一角崩れ同盟

要求した代りに、此度は山本、久保田、花村、岡田、三好の五幹事が富田旅館に兩氏を往訪した。郡長曰く、知事は急速に縣營實現を計ること、夫に關しては幾多の方法もあるから、此際知事を信じて一任せられ度いこと。及び諸君の意見として渡邊、庄、瀧口の諸氏を相談人として、知事裁定案を定められ度しとのことに就ては、知事は既にそれ等の諸氏には豫め各別に諒解を得て居る。幹事はこれに對し同盟會も知事一任には絶対反対を唱ふるものではない、然し白紙一任の内容に就てはある程度の諒解がえたいと述べ、兩氏は別室にいる横山部長に相談したらしいが、結局明答を得ることが出来ず、午後四時半辭去した。二十六日三千坊で開いた委員會で、坂本氏は委員に向つて知事があつた、其際幸吉氏は需用者の料金不拂に關し、相当ひどい權幕を見せた。又坂本氏の子分才藏氏他二名は事務所に來て末岡幹事と會ひ、何事か强硬な意見の陳述をしたこともある。

二十六日には末岡、三好の兩幹事は圖らず富田旅館で落ち合ひ、共に横山部長に會つた所、部長は兩氏に向つて縣当局の意向を告げて懇談し、且つ召喚せる委員の他に尙多くの犠牲者を出すべしとの警告を與へた。末岡幹事は自己一身は眼中になきも、委員其他需用者の無實の罪に泣くこと

山縣公の御手紙が導火線となつて二十五日午後三時幹部は点灯するものを見る様になり、消燈同盟の一角は確かに崩れた。

山縣公の御手紙が導火線となつて二十五日午後三時幹部は点灯するものを見る様になり、消燈同盟の一角は確かに崩れた。



で坂本組では最後の非常手段として事務所を襲撃して幹部の荒肝を挫き去ろうと試みた。

二十九日午前十時半坂本組配下の十數名、中には二十七日夜狼籍の者、及朝鮮人工夫も交り、各々手に混棒を携へ、ランプ三個を引提げて、事務所の玄関に來り、幹部に面会を求めた。三好幹事は椎原區の委員と對談中なので岡田幹事が出た。恰もビラ撒布の爲め、新川の自動車隊が來たので、岡田氏は門外に出でて挨拶をなす。自動車が去つた後、組の者は何故知事に一任して点燈しないかと詰り、其理由を説明せんとする幹事に生意氣なと、混棒を以つて右上膊を殴打し、是は不用になつた、此跡始末はどうして呉れるかと、ランプを投げつけ、尙混棒を振つて玄関より突入し來り、藥局投薬口の硝子を打ち破り、森田氏を殴打した。異様の服装した壯漢が事務所へ向つたとの飛報所々に傳はり、御許町よりは原眞一、戸田某の兩氏等驅けつけられ、其亂暴を制せんとした所、兩氏共却つて殴打せられた上、足蹴にかけられた。第二のビラ撒自動車及其他の人々多數集つて來るのを見、暴漢達は雜賀下り筋を五間町方面に逃れ去つた。火鉢は灰神樂をなし、ランプの破片は散亂し、混棒の折れたのが遺留され、岡田幹事の袴にはランプの口金が確つかり喰いついて離れず、凄惨な亂行を思はしめる。

警官は急報するも來ること遅々、暴漢の跡を追はんともし

ない。此現場を見た群衆は激昂し、期せずして惡口雜言を放つも、警官は如何ともなし得ず、近隣警部補は岡田幹事を警察に伴つて陳述を聞かんとするも、吾々の幹部を署へはやることならぬと、群衆は岡田氏を奪還する騒ぎを演じた。此騒ぎの最中、新川の宣傳ビラ隊が玉江浦で坂本市五郎の爲めに殴打せられた上捕虜となつたとの飛報が來たので、激怒せる百五六十の群衆は大學して玉江浦に向ひ玉江橋まで行つた時、問題の自動車は波田區長を浦に残こしたまゝ歸り來り、多少の口論はあつたが、格別のことがない旨判明し、一同事務所へ引き返へして來た。

### 三千名の自警團組織成る

当時鮮人を含む坂本組配下二百三十名は福井方面の縣道改修に從事して居たが、三十日午後に到り、工事用のダイナマイトを携へ、萩に來り、同盟會を襲撃するらしいとの報があり、大に不安を感じたので幹部は山口檢事局に向つて電話及電報を以て検事、憲兵の出張を請ふたが承諾を得ることが出來ない。生命財産の保護に任じて居る筈の警官も暴漢と相通する疑ひがあつて、今は頼みとすることが出来ぬと、痛憤した需用者は自發的に自警團を組織することになつた。二十九日夜の自警團屯所及所屬團員數は左の通り明倫館三二〇名、濱崎新町泉福寺二七五名、瓦町竹原丑之助方三九名、河添田村桑槌方八七名、東濱崎三好專吉方一

た。本部では岡田幹事を警固長とし、室谷又三郎氏を傳令部長に、波多野虎一、宮川三郎、中村美濃一、柴木滿吉の四氏を常任傳令部員とし、其他多くの團員を傳令とし、相手の行動を探偵し、且つ本部と各屯所との聯絡をとるに努めた。

臨時に萩署を應援に來た巡查十名餘は本部の一室に籠居し、警備の任に就いたが、團員は眼中警官なく、消防服軍服等に身を固め、雪中に松明を焚き、各々手頭の武器を携へて警固に努めた。中には傳家の長槍を携へ、大刀を帶び、ピストルを用意するものもあつた。大工の頭領野坂氏は組員十一名を伴ひて特に來り氣勢を添へた。同氏は數名の者と共に坂本市五郎氏の宅に狀況探知の爲めに乘込みて坂本氏に面會し、同氏子分から殴ぐられたなどの剛勇振を發揮した。又藤ヶ瀬區の上田氏他二名は特に本部に來り、坂本組に對しては聊さか含む所もあり、此際死力を盡して本部其他の箇所を警固するから此大任を我區民のみに一任せられた度い、我區民は平生萩町民に恩顧を受け居れば、其幾分にても報い度しと、熱誠を込めて申し込まれたが、他の多くの團員の好意をことほる手段のなき實情を述べて、漸く諒解を得た。又北古萩の團員數十名は本部廊下の板の上で徹宵警備せられたのは感激に堪へなかつた。是等徹夜の百數十名に對し、夜食の握り飯を出したので、台所も相当混雜した。警察で取調べを受けた際、勇名を馳せた井町の

### 警戒嚴重なる自警團本部

二十九日より三十一日までは自警團本部の警戒頗る嚴重であつた。歸宅途中の危険を慮かつて、幹部は本部にろう城務所である山本醫院を自警團本部とし、茲に萩町を擧げての警戒網が完成した。

藤屋女史等は山本幹事の妻君を助けて奮闘した。委員諸子の宿直警備は二月五日夜まで續いた。

### 團員の出動と幹部の慰問

二十九日夜半土原末岡幹事邸附近に鮮人七、八名潜行せり、同邸危急なれば決死隊直ぐ送れとの電話が本部にかゝつたので、本部よりは半数の六十餘名が出かけたが、別に異状を認めなかつた。三十日午後十一時、鮮人工夫百五十餘弘法寺附近に集合し、内六名は新川方面に向ふとの報あり、右電話を傳へられた各屯所よりは團員直に出動、雁島橋附近に集まるもの五百名以上となり、附近菜園等をくまなく搜索したが、それらしきものを発見せず。實際數十名の鮮人がそば其他の飲食を同所で喫したが、團員出動に先だち、弘法寺遊かく内に逃げ込んだ模様である。

三十日午前一時半、山本幹事は護身用の十手を腰にし、室谷傳令部長、柴木傳令等と共に自動車に同乗し、大雪の中を慰問及警備打合せの爲め、各屯所を巡回し、三時二十分歸所した。各屯所では思いもかけぬ幹部の慰問と聞いて熱狂し、到る所同盟會萬歳の聲が闇を搖がした。幼稚園、泉流寺等は警備員五十余名が詰めて居た。

二月一日坂本組との仲直りが出來たので、警備も夜警の程度に止ることになつた。同日久保田、花村兩幹事は本部を代表し、謝禮の爲めに各屯所を廻はつた。

### 宣傳ビラの追撃戦

一月廿九日朝新川の同盟會員は區長波田氏を先頭に、問題の自動車に乗り、電燈值下の内命が下りました、お互は此際冷靜に秩序あり訓練ある結束の下に、最後の勝利を期しませう、のビラを撒布し、御許町の女子會員は、見えた見えたハツキリと、電燈會社の足もとが、男子も婦人も結束し、勝つて兜の緒を締めよ云々のビラを作り、途中で敵に遭つた時の用意に、灰の眼つぶし包みを懷に入れ、危險區域の玉江浦まで勇敢にビラを撒布した。唐柵町同盟會員よりは、ガスとランプで續けましょ云々（附錄一七）のビラを出し、恵美須町會員よりは、結束固めよの鐘が鳴る云々（附錄一八）のビラ、濱崎町會員よりは、ケツソク!!結束!!結束!!と題するビラ（附錄一九）東濱崎會員よりは、眞に萩町を愛せらるゝならば情實や反対ビラに迷はされてはなりません云々（附錄二〇）のビラ、米屋町會員よりは、今や会社の破滅は最後の一分間に迫りました云々（附錄二一）のビラを撒布したのに對し、中正會側は僅に長州新聞が号外を出し、斷乎たる内命の誤れる解釋、根本問題と當面問題、断乎たる内命は全戸点燈の後と題する横山部長の談話を載せたにすぎない。

三十日には同盟會本部より、點燈は瀕死の敵に糧を與ふるものなり、何人が点燈を勧むるも恐るゝこと勿れ云々（附錄二二）のビラを土原有志が萩町DDDと署して出したが、撒布途中警官から押収せられた。

### 怨府となつた警察署と消防組員の總辭職

このビラを出した。此内熊谷町・前小畑の會員は雪中を草鞋履きで越ヶ瀬まで鈴を鳴らしながら、ビラを撒きあげた、此熱狂振りにば警官も驚いたことであろう。

是で一先づ宣傳ビラ戦が止んだ。唯二月三日には同盟會を諷歌して、正義勝てり、萩ツ兒遂に勝てり云々（附錄二九）のビラを土原有志が萩町DDDと署して出したが、撒布の用心をする事云々のラビ、平安古男子部よりは、如何なる迫害を受くるとも幹部を助け、長州男子の本領を顯はし、警戒嚴重に益々結束を固めませう云々（附錄二三）のビラ、御許町共愛會よりは、團結の力、一致の力、正義の力、云々（附錄二四）のビラを自動車及自転車隊で、中には樂隊入りで撒布したものもあつた。中正會側は最早一枚のビラも出し得ず、警察はビラ撒布の弊害を認めたものか、撒布には自動車を用ひぬ様にと、同盟會へ向つて交渉して來たが、此日は其注意が徹底せずにすんだ。

三十一日には橋本町會員が最後之勝利は目撃に迫ると題せるビラ（附錄二五）を出し、前小畑會員は、町民は擧つて自衛の爲めに起ち、秩序の維持に努めましょ云々（附錄二六）のビラ、熊谷町會員は、かねて約せし消燈の盟ひはあくまでかへまと固く結んで何者のすかしもおどしも耳かさず云々（附錄二七）のビラ、津守町會員は、今半途の仲裁に任せては萩町の面目がまるつぶれとなり又大不利益となりますから、今迄のまゝで進みませう云々（附錄二八

）のビラを出した。此内熊谷町・前小畑の會員は雪中を草鞋履きで越ヶ瀬まで鈴を鳴らしながら、ビラを撒きあげた、此熱狂振りにば警官も驚いたことであろう。

争議は横山部長の來萩滞在により、火に油を注いだ結果となり、警察署は町民憎惡的となつた。消燈の模様はどうかと云うに、自警團の急設以來、点燈勧誘をしつゝあつた坂本組配下、正服巡查は殆んど街上より影を没して終まい、一時強要されて点燈した會社、旅館等も再び消燈し、郵便局等官署を除いては、理想に近い消灯が行はれた。

三十日夜何者かが萩警察署と云ふ看板を橋本川に投げ込み漸く數日後にそれが発見せられた。需要者達は威信のなくつた警官の言を從順にきかない。三十日夜本部で警官が一室に籠つて出て來ないのを、不快に思つた平安古の團員は、故意に互に喧嘩を始めて警官をおびき出し、序に暫時雪中の門外に立たせて痛快がつた喜劇もあつた。

二十九日事務所を暴漢が襲ふた際、消防組小頭原真一氏が

殴打されて負傷した。其節警察のとつた處置が面白くない  
と云うことが動機となり、組頭田中虎熊氏を除く他二百八  
十名の消防組員は連署して辭表を提出した。然し是は餘り  
に無茶であると下田署長から慰撫され、一先づ撤回したが  
多くの組員は消防関係者として、かゝる非立憲な署長を  
仰ぐことを欲せないとし、消防服は着ても規章を破棄する  
ものや、帽子まで捨てる者もあつた。

### 瀧口吉良翁の奮起

本争議が既に暴動化したのを見た三松知事は遂に堪へ切れ  
ず、在萩中の瀧口翁に事件解決に就て盡力方を懇請して來  
た。是迄も諸方面より仲裁の依頼を受けながら、容易に蹴  
起しなかつた翁も一日を空しうすれば、如何なる變事が突  
發するかわからぬ此有様を見て、自身が精神的、物質的  
の犠牲を拂つてゞも、本件を解決しやうと奮起せられた。  
二十九日夕刻翁は末岡幹事へ電話をかけ、自身の決心を語  
り、此際幹部は知事に對し如何なる要求條件を有するかを  
質された。其處で幹部は講和條件を鳩首協議した結果、滯  
萩十一日間暴動を惹起するに到つた横山部長は即刻歸廳を  
命ぜられることの他次の諸項を決した。

一、知事は縣營促進に最善の努力をなすこと。  
一、縣營促進の保證には知事の他、庄、瀧口氏等を加ふる  
こと

一、料金値下の命令を直に發表すること、若し發表し難き  
場合は料金を縣電料金と同額となすこと。

一、会社は營業状態を改善し、誠意を以て需用者に對する  
場合

一、中村重役及井芹支配人を退任せしむること。

一、現廢燈申込者に限り、十二月十六日以降の料金を免除  
すること。

一、料金値下の命令を直に發表すること、若し發表し難き  
場合は料金を縣電料金と同額となすこと。

一、会社は營業状態を改善し、誠意を以て需用者に對する  
場合

一、中村重役及井芹支配人を退任せしむること。

一、現廢燈申込者に限り、十二月十六日以降の料金を免除  
すること。

一、料金値下の命令を直に發表すること、若し發表し難き  
場合は料金を縣電料金と同額となすこと。

一、会社は營業状態を改善し、誠意を以て需用者に對する  
場合

一、料金値下の命令を直に發表すること、若し發表し難き  
場合は料金を縣電料金と同額となすこと。

### 永林寺に於ける和戦決定の委員会

一月三十一日午後七時御許町永林寺で和戦を決定すべき電  
燈委員會を開き、山本幹事より瀧口翁に提出した前記の幹

に通達すべしと約し、本會を無事に終つた。斯くてさしも紛擾を極めた稀有の騒動も沈静に歸つることになつた。

### 坂本組と同盟会との仲直り

一月三十一日午後三時伊藤無逸氏宅で、田中虎熊、水津勝蔵、境田又藏、三輪音吉の四氏と岡田、三好の兩幹事が會見した。四氏は坂本組の内情を述べ、同組は徒に同盟會に向ひ敵意を持つものでないことを辨明したが、尙十分意思の疏通を見なかつた。然し夜の委員會も都合よく終了、形勢が好転したので、翌一日午後三時半、下田署長の意をくみ、相方の代表者が警察署樓上で会合することになつた。署長、警部補立会の下に坂本市五郎、田中虎熊、境田又藏の三氏と山本、厚東の兩幹事は過般來敵對行動をとるに到了た辨明を相方よりなし、一滴の酒をも用ひなかつたが、茲に完全なる和解が出來た。

### 鶯の聲を聞かばや鴻の峰

二月三日早朝山本幹事は河添の別邸で瀧口翁から標題の俳句を奥書にした手紙及三松知事宛の書簡を受け取り、末岡、岡田、花村の三幹事と共に、あらしの後の長閑なる鶯の聲を聞くべく、鴻の峰指して出立す。前日來の大雪で自動車が不通となつたので、見嶋丸で仙崎に迂廻、それより汽車で午後六時山口着、上田旅館に落ちついた。翌四日午前

十時知事官舎で四名の代表者は知事に面会、知事は今回の騒動に關しては自分及警察部長に於ても手落の事があつたなどと、其應對頗る打ち解け、瀧口、庄の二氏とも打ち合せをするから、夫等の人々を信頼し、此際爭議解決を自分に一任し、点火に努められ度いとのことである。代表者は縣營促進其他に就き知事の誠意を十分認め、白紙で御一任する由を答へ、相方共満足の意を表した。會見僅に十五分間、一同直に歸途に就たが、汽船の都合で湯本に一泊、翌五日午前十一時漸く歸航した。平常なれば一日の行程であるが、大風雪の爲め三日の旅程となつたのである。

### 三千坊に於ける委員会と

#### 北野町長の辭職

山口より電話で打合せをしてあつたので、五日午後二時吉田町三千坊で同盟會委員會を開く、会衆百七十名、山本幹事より知事との會談の模様を報告し、点燈はマチューにてせず其工事の終るのを待ち、十六日より一齊点燈のことを決議した。本會閉會後に三好氏は豫て計画して居た萩新報の発刊を發表した。又北野町長が本爭議に對する行動面白からずとの議論沸騰し、委員諸氏は川上岩植氏を座長として、町長問題を議し、翌日は區長集會を自發的に催すことに定めた。機を見るに敏なる北野氏は自己不信任の叫びが甚しくなつたのを知り、彈劾されるに先んじ、町長辭表を同夜

### 点火期日繰り上げの交渉

ると、問題に對する知事の方策決定、自分も重荷を下ろしたとあり、一同大に意を強うした。二十七日末岡、花村、久保田の三幹事は山口に行き、知事の苦衷と誠意とを聽いて歸つた。話の要領は公の書簡にあると同様だ。

九時福田助役の手許まで提出した。辭職の決心は已に昨年末になし、一月十四日には大阪に行き就職口の運動をして居るを見れば、同氏としては進退兩途の準備が出來て居たのである。

六日午後三千坊で區長集會が催されたが、町長は已に辭職し、其目的を達したことなれば、區長等は當分町會議員の行動を監視することとした。来る四月上旬には鐵道開通式、輝元公入城三百年祭があることなれば、此際直に町會議員辭職勸告の舉に出づるを見合すこととした。然し町長特にちつ懇な二、三有力な町會議員は豫ての聲明通り、当然辭職するものと信ぜられて居たが、遂に其事がなかつた。

### 三松知事再度の上京

二月五日三松知事は庄縣會議長、糟谷電氣局長を官舎へ招き、萩電問題の善後策を協議し、六日には同局長を同伴して上京、二十日間滯京の上、二十六日に歸縣した。二十八日山本、末岡、岡田、野村、三好の五幹事は山口に行き、官舎で約一時間半懇談し、問題解決の良法に就き情理を盡して意見を述べ、知事も亦眞情を吐露して自己の立場を説明した。幹事の内には稍々平かならぬ者もあつたが、一同先づ謝意と満足の意を表して歸つた。

四月下旬知事は再び上京し、一ヶ月滯京、五月廿四日歸縣した。二十六日山縣公より山本幹事へ寄せられた書簡によ

## 北野町長、末岡議員の 提灯行列と一齊點火

### 辭職審議萩町会

二月七日公會堂で萩町会が開かれ、町長、町會議員の辭職問題を議することになつた。町長排斥を絶叫しつゝある、區長電燈委員は町会を監視する必要ありとし、公會堂大廣間に集る者七十餘名、秘密會場の外から盛んに彌次を飛ばし、空氣の險惡なること、町会初つて以來曾てない状況である。本會議開會前協議会をなし、本會議後更に協議会を開き、結局町長、末岡議員の意向聽取委員五名宛を選舉して散会した。此日野村氏は縁の下から秘密會場の床下に入り、謀議を聽取せんとした所、公會堂の番人龜公から追ひ出された珍談があつた。

二月十二日本問題に對する繼續町会を開き、聽取委員よりの報告をきく、兩氏の辭職を認めることになつた。

### 需要者大会

さしも烈しかつた爭議も解決に近づいたので、經過報告の爲め二月十五日午後二時から公會堂で、需要者大會を開き末岡、山本、三好、花村の諸幹事及波多野虎一、國弘榮一の兩氏演壇に立つた。最後に提灯行列の歌を合唱し、同盟會の萬歳を唱へて散会。

### 電氣縣營促進 提灯行列の歌

〔道は六百八十里〕の譜

正義に立てる町民の

努力はいかであだならむ

電氣縣營功を期す

我等の前途に幸あれよ

唯一筋の阿武の水

右と左に分れても

行衛は同じ綿津海の

廣きは我等の心たれ

行く手に障碍起るとも

共に破りて進まなむ

萩の榮えを壽かむ

### 知事の萩電爭議裁定案

内示された知事の裁定案は彼我直接交渉の結果と横山部長の非常な努力により、追加修正せられ、次の如く決定し

### 萩電裁定案内示会の光景

(同盟會選)

二月二十日正午下田署長は事務所に來り、横山部長より知事の裁定案を發表するに就き、幹事數名來山せられたしとつた。午後七時部長官舍で、同部長は小柳内務部長、中原工場監督官、上利保安課長立會の下に、井原社長及三幹事に知事の裁定案なるものを示された。部長が言明の態度適確を欠く嫌ひあり、爲めに山本幹事は社長に對し、値下程度に就て念を押し、或は同盟會が條件付き知事一任の實情に關し、不平を述ぶる社長に對し、一矢酬ゆる所あり、又裁定案實施期日に就ても議論を上下し、最後に幹事等は瀧口翁に對する當局の非禮を難じ、動力値下に少しも觸れざるは知事の手落ならずやと詰じり、社長に對しては此際動力値下を承諾すべきを要望す。談合三時間に及ぶも落着を見ず、幹事等は部長に斡旋を依頼し置き、上田旅館に引上ぐ。午前一時社長に交渉の結果、動力をも値下する由部長より電話あり、幹事等稍々愁眉を開いた。

二月十六日一齊点火と同時に一大提灯行列を行ひ、町を擧げて熱狂した争議の結末をつげんとし、西村安二郎、出羽百合助、藤山清太郎、小田六次、波田源藏、竹内長吉、柴田忠七、久保田竹松、岡徳三郎、西山和一、田村乙兵衛、平田久吉、佐伯政吉、杉山高介、山中三吉の十五氏が準備委員となり、着々準備を進めて居た所、警察では事變の突發を恐れて阻止せんとしたが、交渉の結果、電氣縣營促進の爲めの提灯行列となし、次の條件の下に行ふことになつた。

一、各町又は各區より行列監督者五名以上を選定し、同盟會事務所へ十六日午前中に届出づること。

一、監督者は町印提灯又は目標を附すること。

一、提灯の柄は三尺位の竹又は笹竹にすること。

一、行列途中は飲酒及變裝せざること。

一、当夜は各戸可成軒提灯を点すること。

午後七時各町監督者によりて引率せられた六千の大群集は明倫校庭に集り、出発前一場の訓示を試みんとした下田署長も喧騒の爲め、其機を捉へることが出来ない、山本幹事の出発の合図を以て、延々長蛇の如き行列は左記の行列歌と、勝つたゞく、萬歳／＼とを交へながら、同盟會事務所

た。

一、消燈申込者に對しては大正十三年十二月十六日以降本年二月十五日までの電燈料金は徵收せざること。

一、大正十三年九月以降の未拂電燈料金は三ヶ月以内に支拂はれ度きこと。

一、今回の斷線及消燈に關する復舊工事を完全になすは勿論、是に要する費用は一切徵收せざること。

一、重役及支配人等へ事に關する件は此際具体化すること、電燈料金は遞信省の内示に基き十燭光一燈に付き五錢の値下をなすこと、動力料は一馬力十四圓を十三圓五十錢、二馬力二十七圓を二十六圓五十錢、三馬力四十圓五十錢を三十九圓五十錢に値下すること。

一、會社從來の態度及營業方法改善に就ては釋明的挨拶書を需用者各戸に配布すること。

以上の如く本裁定案は料金値下額に不満を感する他、一月二十九日瀧口翁より知事に通じた同盟會の對會社要求が悉く採用されたものである。

### 井原社長の釋明的挨拶狀

井原社長は二月二十三日午前十時爭議一段落に就き、挨拶の爲め同盟會事務所を訪問し、尙同日社長名義の左の釋明的挨拶狀を需用者各戸に配布した。

肅啓高堂御捕御清康奉賀候陳は舊臘以來弊会社電燈問題に

付不幸にして係争を生じ長日の間暗黒の巷と化せしめ少からざる御不便を相掛け候は全く小生不徳の致す處にして甚だ恐縮の至りに不堪候然處三松知事閣下の御歎誠なる御高配と先輩諸賢の御懇篤なる御盡力とに因り茲に一切の解決を告げ再び光輝赫奕たるを見るに至り候事深く感謝の意を表し候由來小生儀事業を當地に有しながら在住日稀なるため兎角諸氏に對し疎情に流れ爲めに意志の疎通を欠き且つ事業經營上不行届の点も多々可有之御迷惑の段奉恐察候爾今時々諸君と御懇談の機會を得親しく事業上御高見拜聽仕り最善の努力を拂ふ覺悟に有之候間何卒一層の御援助奉仰候拜堂親しく御挨拶可申上筈之處多端の折柄取敢へず書中を以て貴意を得度如此に御座候

大正十四年二月

萩電燈株式會社

草々敬具

井原

外助

御需用家様

### 不平分子の幹部攻撃

二月二十一日裁定案を提へて歸萩した山本幹事は午後三時高大亭に開かれた委員会の席で、山口に於ける模様と右の案の内容を説明した所、八道少將他多數の委員は幹部の苦衷に同情し、既に知事一任を表明した以上、今更抗議を申し込むべき筋合のものでないとして、右案を承認し、慰勞の膳部についたが、出羽、室谷、藤山、森田氏等強硬論者は料金値下額等に不満があるとし決然として退席した。

二十二日午後二時強硬論者十五名事務所へ來つて不平を述べ、今後幹部のとるべき方針を質問し、需用者大會開催を強要した。二十三日午後十二時藤山、白井、田中三氏の熊谷町委員、室谷氏等十数名事務所に來り、同盟會有志者として今後とらんとする六ヶ條の方法を擧げ、明日社長に面會せんとする幹部聲援の意向を示さる。

二十四日午前十一時山本、末岡、岡田の三幹事は會社に井原社長を訪ひ、昨日來訪の好意を謝し、需用家の現状を具陳し、メートル料金値下と準備料半減とを申出づ、考慮し置くべしとのことなり、面談中藤山氏二回も入室を要求せられたが一同謝絶した。午後四時前記強硬論者その他、柴木、田村、波田、藤道氏等約二十名事務所に來り、社長と面會の狀を尋ね、昨夜の説を繰り返し、大會開催を高調するなど、行動稍々常規を逸して居た。

### 萩「新報」發刊

本爭議の勃発以來萩在住新聞記者は官憲の意を迎ふる爲めか、或は別に考へがあつての事か判明しないが、一人として争議の真相を傳ふる者がない、唯山口在住の大坂毎日新聞記者大宅經三氏のみが本件に對し意を用ひ、時々來つて萩の闇黒狀況、問題經過の實際を傳へたので、萩人士は夫を徳とし、同新聞愛讀者が増加した。かゝる状態であるから同盟會としても自衛上或は同志の志を世に行はんとする

必要上、公平な言論機關の設立を熱望して居た。幹事の一  
人三好利三郎氏は印刷所經營の便宜を持つて居るので、萩  
新報の發刊を企てた。即ち經營には三好、出羽、佐伯三氏  
が當り、供託保證金五百圓は約五百人の後援者が據出し、  
記事は杉山高介氏が主として擔当し、末岡、山本の二幹事  
は特に杉山氏の後援者となつた。新報は週刊で第一号を三  
月二十五日、第十号を五月三日發刊したが、杉山氏の都合  
、其他事故の爲め、夫れ限りで休刊することとなつた。其  
後西村馬風氏は三好氏の諒解を得て同新聞を續刊したが、  
同盟會機關紙としての性質を失つた。本紙の刊行は短時日  
であつたが、其發刊計画すら北野町長一派にある衝動を與  
へたのを見ると、決して無意義のものではなかつた。

### 氣乗りのしない需用家大会

三月三日午後三時公会堂で需用者大會を開く、集まる者三百に満たない、強硬論者はしきりに大會の必要を唱へたが、一般の空氣としては既に夫を期待せぬことは明かだ。厚東幹事開会の辭、末岡幹事知事の裁定に就て、山本幹事所感、岩武會員所感を述べた。閉会挨拶後先般警察に拘置せられた石井國藏氏が臨檢警官の半諒解の内に演壇に上らんとし、聽集と警官との間に紛糾を起したが、結局石井氏所感を述ぶ。此日聽集の一部は反対氣勢を擧げたが格別のこともなく無事散会した。

## 防長出身先輩への依頼状

消燈騒動も一應解決を告げたので、其挨拶旁々同盟会幹事八名の連署で、防長出身先輩へ左記の如き意味の依頼状を三月八日附で発送した。

消燈断線の形勢より犬養遞相の明斷を述べ、知事急ぎ上京せざること、横山警察部長萩滯在により町民は遂に自警團を組織するに到り、萩町は一時無政府、無警察に陥れること、山口地方裁判所に對し檢事出動の要求、司法大臣、検事総長、内務大臣、遞信大臣に對する訴も其効なく、三晝夜に亘る不安の状態も横山部長の歸山と瀧口翁の奮起とに因り、沈靜に歸したる争議の概況を述べ、知事の裁定により問題は略々落着したるも、料金値下の不徹底に就ては、不満の聲少からず、前途尚樂觀を許さざるものあれば、一日も早く縣營が達成せらるゝ様御盡力を乞ふ。

## 需用者に対する争議経過の通告

三月三日の大會は出席者が少數であつたので、同盟會としては事の成行を周知せしむる必要があるので、各委員の手を經て、需用者全般へ「秋電紛争解決の顛末」と題せる通告書を配布した。

## 在京大官へ謝禮の爲め幹部上京

### 所謂文書偽造事件の再燃

四十餘年のサーベル生活を罷め、新生がいに入つた田中新政友會總裁は前總裁高橋氏と長老犬養氏の二巨頭を伴ひ、六月十三日政友會九州大會の歸途萩に歸られた。同盟會としては思ひ出の深い犬養先生歡迎に關し、十日三千坊で委員会を開いた。当日は同盟會事務所より二流の大歡迎旗をひるがへし、各町よりは町旗を出だし、會員多數停車場前に出迎へ、幹事一同は富田旅館に伺つて、親しく先般來の御禮を申し上げた。山根縣會議員と共に、先生の接待役となつた山本幹事は御滯萩中常に先生の左右に侍し、十五日歸東の際は自動車に便乗し、小郡まで御見送りした。先生としても本争議の跡を具さに見聞せられたのは本懐であつたと察せられる。

## 犬養前遞相の來萩

本争議の成行を非常に氣遣はれながら、佛領印度支那へ赴かれた山縣公は三月二十日大任を果して無事歸朝せられた。公に對しては山本幹事から長文の御禮狀は差し出してあるも、幹事會の結果、犬養遞相、江木書記官長等へも御報告と御禮と將來の御依頼とを兼ねて上京することとなり、末岡周介、岡田文三郎の二幹事は二十八日上京の途に就き、兩氏は使命を全うして四月二日歸萩した。

消燈前同盟會より会社へ提出した消燈申込依頼書不備の件に就き、一月二十三日より久保田幹事、四區長始め多数の人が警察へ召喚せられたが、自警團の出來た頃は自然消滅となり、争議一段落坂本組と仲直りした時には此件も水に流すと云ふ下田署長の言明であつた。然るに裁判所に廻つた一件書類は尙其儘となつて居たので、八月になり久保田幹事、區長四名に對し、檢事局から呼び出しが付いた。山本幹事は此間の事情聽取の爲め、下田署長を訪問した。翌日以上の人々は檢事局に出頭し、以後かゝる件に對しては注意するとの始末書に捺印して歸つた、堀區長丈けは話の行掛りで、再尋問を受けた。久保田幹事は九月十一日再び局に呼ばれ、川島區二通河添區一通の一件書類を受とり、是等書類は山本幹事の手から夫れり、関係區長に返却し、是で始めて此件も水に流れたことになつた。

## 宇部火力問題と萩電問題に 対する山口縣会の惡氣流

山口縣下に於ける水力發電所は渴水期に其機能を十分發揚し得ない憾みがあり、是に對する方法としては、宇部火力發電所を増置するが、目下の急務であると、縣會議員中に萩電問題よりも是を重視する空氣があると云ふをき、山本、岡田兩幹事は七月十八日山口に赴き、知事が萩電問題

に關する決心の程をただし稍々安どした。然るに其後火力問題は進捗するも、萩電の方は少しも進展せず、事態漸く重大になると思はれるので、十月十五日三好氏を除く他幹事七名は揃つて山口に行き、知事に面會、知事の覺悟、不届な井原社長の態度、火力問題に熱中する議員の模様などをきく、今後の対策上大に参考になつた。

## 井原社長及萩電会社の無誠意

井原社長は争議解決直後需用者に向つてしをらしい挨拶狀を出して居るに拘らず、其態度が少しも前日と變らない、知事裁定の直後に於てすら、社長は三馬力動力一圓値下を社員に明示せず、爲めに交渉を重ねた事があり、續いて復舊工事の不完、点火時の遅延、電燈光力の不足、集金人の不そん不親切等不都合の点多く、九月二十三日山本幹事は三見村大井委員と共に、増井支配人の宅に行つて、各種の件を難詰するに至つた。又井原社長は知事の面會申込を回避し、所在を明かにせず、密に海を越えて大連までも旅行し、其間種々の秘策を講ずる模様である。知事は各地の警察に依頼して其居所を突きとめた結果、九月十六日漸く知事官舎に來た社長に向つて兩電買收の申込を遂げた。

## 三松 知事の榮轉

十月十九日三松知事新潟縣へ榮転のことが発表せられたので、厚東、花村、山本の三幹事は二十一日朝知事を訪ひ、記念品を贈呈して感謝と送別の辭を述べた。井原社長は知事に向つて両電賣却價格を十七日に申し出づる約束をした、に却らず、漸く十九日に知事の所に來り、既に榮転の辭令を受けられた長官とは、両電賣却の相談は中止すべしと挨拶したとて、知事は大に憤慨して居られた。三幹事は更に横山部長、糟谷局長に面會し、本問題の將來を依頼した。

尙山本、花村の両幹事は宇部に到り、渡邊代議士、庄議長に面會、同様の依頼をした。知事榮転に關しては山縣公及在京中の瀧口翁へ同盟會より現狀を具陳した書面を差し出だし、臨機の處置をとられんことを懇願した。

### 同盟會員の激怒

#### 不拂同盟宣言の議を凝らす

前記の通り井原社長の態度は少しも改善せられず、とん辭を設けて知事を愚弄し、縣營の實現に阻止の方策を廻らすことを知つた同盟會員は激怒し、知事一任のみでは到底事の運び難きを察し、再び料金不拂同盟の實行を要すとの議が起り、十月二十六日事務所で委員有志會を開き、意見の交換をした。結局不拂同盟は新知事着任後の模様を見た上で決行することとなつた。十月三十日萩電會社の總會があり、会社としては縣の買收に應じ難いとの決議をした其席

上株主である厚東幹事は大に論難して社長に抗辯したが及ばなかつた。

### 幹部と井原社長との談判

同盟會幹部は社長に面談を申し込み、其時日予報方を増井支配人に依頼してあつた所、十月三十一日午前十時突然社長は事務所に來た、急電話で招いた岡田、三好、花村の三幹事と共に山本幹事は面談を始め、準備料の半減問題、近時の態度に就て反省を求めたが、返答多くは要領を得ない。大森新知事着任後直に前知事となしつゝあつた話の續行を求めても難色を見せ、漸く着任後七日以内に談判開始に應すべしと云ふ。幹事等は二日以内になすべしと主張し、結局五日以内に知事に面會し、会社財産見積書及營業狀態報告書を提出すべしと固く約束した。翌一日山本幹事は東萩驛開通式の爲め來萩された横山部長に面會、社長に約束したことと傳へた。

十一月六日久保田、岡田、花村、野村、山本の五幹事は山口に行き、官舍で大森知事に面會、爭議一通りの経過を述べ、問題の迅速解決方を依頼した。

### 社長漸く關係書類を提出す

幹部に約束した知事着任の五日目十一月八日社長は知事を往訪したが、關係書類提出の約を無視し、剩さへ談判は白

て居るのに、社長は尙少し位の値下で一般空氣を緩和し得るかの如き空想を抱いて居るのは、經營者にも似合はぬ先の見えない氣の毒な話である。

### 同盟會幹部の町會議員當選

北野町長が電燈爭議の余波を受けて辭職を餘儀なくさせられた時、町會議員の一部のものも辭職を決意し、鐵道開通式後には夫を實行する模様であつたが、遂に其事なく居座つて居た。時恰かも町長退職慰勞金七千圓の中から選舉異議申立人の佐々木仁藏氏を買收した疑があると云ふ件に關し、萩町会は栗屋芳亮氏を名譽毀損で告訴して居た。右第一審では原告が勝つたが、第二審で原告が敗訴となつた。

爲めに三名の議員を残して他の者は悉く辭職した。其處で町會議員補缺選舉が四月三十日行はれたが、電燈問題解決の爲めにも有意義であるとて立候補した厚東、久保田、花村、三好、山本の五幹事は揃つて當選の榮を荷つた。

### 萩町会の電燈縣營促進決議

大正十五年五月十五日初町会で山本議員から提案建議された「萩町会は電業統一の縣是に基き萩町内に於ける縣電力供給の一日も速かならんことを要望す」は全会一致を以て可決され、萩町電燈縣營促進委員には山本、花村、厚東、三好、田中清二の五氏が選定せられた。翌十六日山本、花

紙の状態に歸り度いとのべた。知事は其申出を拒絶し、直に賣却價格と書類の提出を求めたのに對し、萩電の分は十五日、防府電の分は二十三日提出のことを約した。十五日期日も亦違約し、知事督促により、漸く二十二日萩電の一年度收支計算書を提出した。防府電の二十三日の期日も三度違約し、再び知事の督電により、二十五日附を以て萩電と同形式のものを提出した。右の書類は知事の要望したものとは大に異なり、買收價格評定の一資料に過ぎないが、兎も角是は買收行動に一步を踏み入れたものである。

### 兩電燈會社買收の交渉斷絶

萩、防府兩電燈會社の買收交渉は大正十四年十二月十日が第一回、十五年四月七日が第六回で知事と社長との間に重ねたが、萩電は百六十三萬圓と云ひ、縣は五十萬圓とし、防府電は二百九十九萬圓と云ひ、縣は百二十六萬圓と主張し、賣買價額の差が餘り大きく、しかも雙方一步も譲らぬので、交渉は終に斷絶した。大正十二年第一期電業統一の際、社長が法外な賣値を云つた様に、今回も然るべしと吾人が予想した如く、僅かに三十萬圓拂込の会社を百六十萬圓とは能くも唱へたものである。

縣當局は治安維持の爲め、萩町民に約束した立場からでも、此儘打捨てゝ置かれもせず、最後の手段に移行するは明白の理であり、萩町民としても己に萩電會社撲滅を念願し

村、三好の三議員は萩町代表として右決議文を齎らし、末岡、野村の両幹事は同盟会を代表し「本会は昨年二月三松前知事の裁定に則り萩電燈会社買収の一日も速かに實現せられんことを熱望す」との陳情書を携へ、相共に山口に到り知事及糟谷局長を訪問した。

### 兩電買收價格評定委員會

兩電会社買收交渉が断絶したので、縣當局は縣是遂行の爲め四月十七日事業許可附帶命令書第十六條の適用を主務大臣に申請し、是に對し遞信大臣は五月五日此裁定申請を承認し、買收評價委員の選定等を知事へ発令するに至つた。知事の推選で委員は山口高商校長鷲尾健治、伴廣島遞信局長、瀧口吉良の三氏、買收者たる縣側委員は内務部長坪井勸吉、電氣局長糟谷陽二、電氣技師金野賢彌の三氏、会社側秋電委員は廣島市鈴木貫一、大阪市川北榮夫、大阪市近藤乙吉の三氏、防府電は德島市多田忠七、東京市吉木陽、大阪市高桑確一の三氏、縣側と知事推選の委員は両会社に對する委員を兼ねることとなる。斯くて第一回委員会が五月二十日山口で開催せられた。会社側委員全部が欠席せるも瀧口氏議長となり、協議規約を協定した。第二回委員会は六月二日開催、会社側は五ヶ條の聲明書を發表し、萩電委員鈴木、近藤二氏辭任し、多田、吉木の二氏が是に代はつた。第三回委員会は六月二十一日より三日間開催、防府

電の高桑氏辭し、萩電の川北氏是に補せられた。茲に於て兩會社の委員も同一人で兼ねることになった。第四回委員会は七月二十九日、第五回は八月十六日より三日間、第六回は九月二日で最終なるを予期せられたが、会社側委員全部欠席の爲め鷲尾委員の發議で中止となる。第七回は九月二十日開催せられたが、會社側委員全部辭任したが爲め、本會も中止となる。此停屯狀態打開の爲め知事は二十二日急ぎ上京した。九月三十日男爵福原俊丸、東京市中原岩三郎、川北榮夫の三氏が會社側委員として選定せられた。福原男は十月十六日委員を辭し、子爵東園基光氏が是に代はつた。第八回は十月二十日より六日間開催し、漸く結末をつけた。防府電委員會は第一回を五月二十日、第二回を十月二十二日より四日間、第三回を十一月二十六日より二日間開催して結了した。

### 陋劣なる妨害策

池田、福原兩男爵萩電會社に入る

會社側は兩電買收委員會の進行を出来るだけ阻止せんとして最終を豫期せられた第六回委員會の前々日八月三十一日には臨時株主總会を開いて定款一部の變更（相談役一名を置くこと）を決議した後、井原社長は辭意を聲明し、後任には貴族院の有力者池田長康男を、相談役には福原俊丸男を推薦した。斯様に両男の就職を見たが、井原氏は常務取

表しある日本太郎紙を参考の爲めに差し出して辭去した。三幹事は中村旅館に伴廣島遞信局長を訪問、事件の急速進行方を依頼し、更に縣廳に行き、瀧口委員長に面会、福原氏に許可せられし如く、我等も萩電問題關係者なれば、委員會傍聽を許され度しと申し出づ。委員長は他の委員と協議の結果、其申出を拒絶さる。三幹事は糟谷局長にも面会重要事項を相談し、午前十時福原氏に面談の都合も好ければと、上田旅館に落ちつく、幹事等の部屋が井原氏の隣室なるも皮肉である。晝食後福原氏を尋ねるも所在不明、再び瀧口委員長に面会の上歸萩した。

### 兩電買收評價委員會案成る

福原相談役が苦肉の策として知事へ提出した妥協案も遂に成立せず、前記の如く萩電側委員欠席のまゝ、滿場一致を以て十月二十五日左の委員會案が決定した。

萩電燈會社買收評價額は五十九萬圓とす、但し第三十一期末を基準とす。第三十一期末後の増加資産に付ては實費計算に依る。

防府電買收委員會は川北委員說二百萬圓、中原委員說、縣がは委員說の三說に分かれたるも、官選委員は縣がは委員說に同意し、採決の結果次の委員說案が成立した。

防府電燈會社買收評價額は百二十八萬圓とす、但し第三十

三期末を基準とす。第三十三期末後の増加資産に付ては實

### 幹事福原男を上田屋に訪ふ

委員會傍聽の要求拒絶さる

十月二十日夜福原相談役は井原氏と共に山口町に來たとの報を得たので、二十一日午前五時山本、末岡、岡田の三幹事は萩を立ち、七時廿分上田旅館に福原氏を訪ひ、萩電爭議の概略を話した。氏は一昨夜來自分に面会の機を與へぬと、知事に對する不満の意を漏らし、會社側委員は質問を早く打切らんとするも、縣側委員の態度面白からずなど、都合のよきことを云ひ、昨日は委員會を傍聽し、今日も亦傍聽すべしと語る、三幹事は萩町民の强硬なる意向を詳論せんとするも、土屋、徳光の両縣會議員は無斷で会見部屋に入り来るあり、氏も多忙なれば午後再び面會し度しと云ふ。依つて萩電問題の現状に就て山本幹事が意見を發

費計算に依る。

## 突如として萩電値下の発表

### 更に二重値下をなす

萩電買収委員会案決定後二日目の廿七日、西村馬風氏主幹の萩新報号外で、萩町民は萩電が十二月一日より料金値下をする事を知つた。其程度は縣營甲區料金と同率になり、唯五十燭光は会社の方が少しく安い。料金値下の当日であり、防電買収委員會案成立後五日目である一日、突如として萩電會社は更に十燭光に於て五錢程度の値下を発表し、即ち二重値下をして、縣電よりは十燭光に於て五錢安い七十五錢となつたのである。

是によりて縣營になれば却つて電燈料金が高くなると云ふことを示し、萩町民が縣營促進に對する熱情を坐折し様と計つたのである。凡てを利益本位に考へて居る井原氏の遣り方としてはもつとものことであるが、萩町民は萩電の羈絆を脱すること即ち萩電の覆滅を希ふものであると云ふことを痛感せられぬ井原氏は誠にお氣の毒である。それにしても不拂同盟で五錢、消燈同盟で五錢、此度の二重値下で十錢、計二十錢も下げる餘地のあるものを、餘地なしとしてアーモ能く頑張れたものと、今更ながら感心させられる。

### 縣民の反感をそゝる萩、

会社訴訟問題を持ち出し、萩町としても此際更に縣營促進の態度を明かにすべしとなし、意見の交換をした。十二月廿一日の町会で花村議員は緊急動議として「去る十六日協議会の經緯を誤り傳へた新聞紙に對し町理事者は何等かの處置を講ぜられ度し」との提案をなし、これに関し大論戦の幕が切つて落された。促進委員の説に反対するのは、北野前町長或は会社側の人と密接な關係のある人々である。先づ町会の鬪將吉田議員の所論を記さん。

「山本議員等は会社が訴訟を起し、福原男等が來縣して策動するのを理由とし、天機奉伺の町会へ縣營促進を應援すべき決議案を出すと云つて居たが本議員等は極力是を阻止し、爲めに協議會で論議せらるゝに至つた。かゝる經緯の結果是が新聞紙上に誤り傳へられるは寧ろ当然である。尙協議會席上町民は再び不拂同盟、消燈同盟を起すまじき勢ひにあると吾等を威喝せられたが、近來萩町の經濟界に於て貸借關係が順当に行はれず、借つた者は返さずとも良いと云ふ様な思想があるのは、二年前の不拂同盟が原因をなすとも考へられる。今日更に斯の如き惡思想を助長するが如きは由々しき大事である。町会は縣營促進に關し、既に本年五月是に邁進する決議をして居るので、今日は知事を信賴して一任して置けばよい、新聞記事に關し、町会が聲明書を發するが如きは、町会の權限体面より論じて絶対に反対する云々」尙花村、厚東、三好の同盟会系議員と世

## 防府電の訴訟沙汰

井原萩電取締役は十二月十一日縣がはの強制買收を不法であるとし、兩電買収評價委員會の決議無効確認の訴訟を山口地方裁判所に提起した。需用家に對して誠意のない井原氏が二重値下までしたのは、不思議なことと思つたが、此訴訟に關する準備行動であつたと、うなづかれるのである。池田男爵と云ふ立派な社長が現存するのに、此訴訟の矢面に立たぬのは、さすがに恥を知つて居るのであろう。井原氏が連續的な醜惡な權謀術策を「ザト」と見せつけられた縣當局は勿論、縣會議員も一般縣民も、此訴訟沙汰により、愈々反感をそゝり立てるのである。消燈同盟から縣營促進へと展開し來つた經過を、知り抜いて居る井原氏が今回の舉に出たのは、縣當局に對するものとは云ひながら、明に萩町民を愚弄するものであるとし、町民は非常に憤慨し、井原氏の如きに對しては、直接膺懲を加ふる必要があるとし、再び不拂同盟をなさんとの議が各所に起つた。

### 萩電問題に關する萩町會の論戰

聖上御不例に關して天機奉仕をなすべき急施町会は十二月十六日に開催され、滿場一致謹んで奉伺文を奉呈する事に決定した。町會終了後協議會を開き、電燈促進委員より、

良、田中太郎吉氏等の間に問答があつた後、山本議員は前町会へ決議案を提出せんとした理由を左の通り述べた。「提案に就ては三つの理由がある。一つは遞信當局並に縣當局に對して重ねて意思表示をせんが爲である。萩電が社長を入替へた當時廣島遞信局は吏員を派し、三日間に亘り萩町の需用者約七十人の意見を聽取した事がある。萩電が二重値下をした今日萩町民は料金が安くなつたので、最早や満足をして居りはしないかと、遞信當局が氣遣ふのは當然である、是に對する町民の意向を示す必要がある。二には對会社關係である、會社は社長の入れ換へ、値下、訴訟と變通自在に益々醜態を曝露するとも、町民の意思は寸毫も變ることなきを示し、其反省を促さんとするのである。三には民衆の中には料金が安くさへなれば縣營などどうでも好いと云う空氣がないとも限らない、かゝることのなき様警告的の意味を有したのである。本問題に關し議員一同は前日の如く、縣營促進邁進に意のある所を明かにしたので、吾々は満足であるが、尙此上とも御一同の助力を御願ひする云々

## 両電買収無効訴訟の結果 井原氏敗訴・控訴更に敗訴

本訴訟の第一回辯論は一月十九日山口地方裁判所で開かれ、会社側辯護士は古野周藏氏、縣側辯護士は岡村吾一、

弘中武一の両氏。第二回辯論は二月四日に開かれ、会社の營業許可命令を出した當時の遞信大臣後藤子爵を證人として申請したが却下せられた。第三回は三月十四日開かれたが、六千圓の印紙増徴を命ぜられたので、利害關係から遂に無効確認の請求を取り下げ、事件は全く骨抜きの形となり、許可命令にある公共団体の解釋、買収申込並に價格裁定に至る法律關係に對する問題となつた。第四回公判は三月三十日に行はれ、四月八日高橋裁判長より次の判決が言ひ渡された。

「原告萩電燈株式会社及防府電燈株式會社の申立に依る買収無効確認の訴狀は之を棄却す訴訟費用は原告の負擔とする。」會社側は直に控訴し、五月十五日廣島控訴院で第一回の辯論があつた。辯護士は原告被告とも前記の人である。八月一日水野裁判長より判決があり、原審通り縣の勝訴が言ひ渡された。

### 内閣倒壊の前日安達遞相

### 兩電買收價格を裁定す

昨年十月兩電買收案が成立したが、其後會社は前記の如く種々妨害をする爲め、遞相の裁定が未だなかつたのである。訴訟も一段落となつたので、愈々其機が近づき、縣當局も速斷を要望しつゝあつたが、遞信省では成可く圓満に解

決せしめんとされた結果、四月十五日大森知事は遞信次官室で桑山次官、中西電氣局長立會の下に、會社代表福原男と協議を凝らしたるも、十六日男は代表者として無資格なるが如き言を弄し、滝京中の井原氏は十七日風の如く歸阪し去つた。時偶々若槻内閣は財界混亂の責を負ひ、総辭職をなすの報あり、福原男よりの回答期間三日も経過したこととなれば、知事は十八日遞信大臣に對して止むを得ない情況を述べ、急速公式裁定の発表を要求したので、當局は其條理ある主張を認容し、同日附を以て左記裁定命令書を公表せられるに到つた。實に内閣倒壊の前日であつて、此機を逸せば、問題解決が復た一頓ざを來す危い所であつた。此様に事の運んだのは知事の大努力に因ること勿論であるが、山縣公、江木司法大臣等の援助のあつたことも亦見逃せない。

萩電燈株式會社買收價格は金七拾壹萬圓とす。防府電燈株式會社買收價格は金百貳拾八萬圓とす。（附記略）

此裁定額は評價委員會案と差異あるが、萩電に於ては計算期に六ヶ月の相違があるので、此期間の增加資産を考慮すれば、兩案は近似せるものである。

### 遞相裁定に對する会社の態度 同盟会も亦對策を講ず

に於て満場一致之が關係議案を議決せり縣營電氣事業の基礎確立と縣民福祉増進のため監督官廳は速に之が實現を助成せられんことを望む。

### 同盟会委員会と縣營促進委員會

井原氏は遞相の裁定にあふも、持前の剛腹な態度を少しも改めず、四月三十日高大亭で開いた株主總会の席上、尙法庭で争ふが如き詭辯を弄し、縣の買收には絶対に應ぜずとの決議をなさしめた。五月三日山本等四幹事は山口に知事を訪ひ、裁定に至るまでの勞を謝し、萩電總會の模様を報告し、會社の出様一つでは同盟會も更に大活動を開始すべき旨を述べた。五月五日防長新聞紙上、縣營果して是か非かと云ふ題下に、縣營電氣研究會が萩町に生れる計画があるとの記事が載つた。井原氏一流の暗中飛躍を誇張して吹聴したものと察せられる。同盟會幹事八名は連署を以て、本問題に徹底的解決を與ふる様御助力を乞ふ旨の依頼狀を各縣會議員に郵送した。

### 兩電買收に關する臨時縣会

兩電燈會社買收案を附議すべき臨時縣会は五月六日より三日間開催せられ、知事は本案提出に至るまでの詳細な経過を報告し、議員一同の同情と稱讃を博し、提出議案全部が是認せられたのみならず、知事の功勞に對し、記念品を贈るの資にあつるべく壹萬圓を増額するの修正案を満場一致を以て可決した。尙富田議長の名を以て鈴木内務大臣に差し出す左の意見書をも可決した。

多年縣是として本縣會の要望せる萩防府兩電燈株式會社の電氣事業買收に關し先般遞信大臣の裁定を受け當臨時縣会

井山の八氏である。

五月九日山本町議の申し出により、松尾助役は急ぎ縣營促進委員会を招集し、其結果町長代理篠田書記は山本、厚東、花村、三好の四委員と共に山口に行き、内務部長、糟谷局長に面会して臨時縣會に對する當局の勞を謝した。

### 同盟會幹事の上京

五月十三日山本幹事は土井町長の特別援助を受けて單獨上京し、十五日は山縣公、江木前法相、藤田代議士に。十六日は犬養元遞相、田中首相、中西電氣局長、秋田、桑山而遞信次官、望月遞相に引見せられるの機を得、兩電燈會社

買収案の裁定せられし御禮を述べ、更に山縣公にお目に掛り、重要な御内意を聞き、凡て所用を果たしたので、同夜直に退京した。歸途廣島遞信局、宇部市渡邊代議士、庄前縣會議長を往訪し、更に山口町に引き返へし、大森知事に上京は實は單なる謝禮の爲めではない、時あたかも鈴木新内相によりて断行せらるゝ知事更迭の直前であり、其動機は明言をはばかるが、山縣公の御親書に起因したのである

### 兩電買收費起債の許可

両電燈会社買收費にあつる爲め二百四十萬圓の起債はかねて知事より申請し、知事、内務部長は交々上京して其促進に努めつゝあつたが、七月廿七日案は漸く内務省を通過して大藏省に廻付せられた。八月廿七日附で、大藏省より右許可の指令が發せられた。縣當局は待ちに待つた此許可があつたので、九月一日より事業一切縣への移管を實行したき意を漏らした。

### 三見村に於ける斷線問題

三見村に於ても會社の不誠實な營業振に憤慨し、其反省を促す爲め、料金滯納をする者が増加した。最近會社は督促を厳にし、八月廿九日突然同村藏本の金子景朝、大井熊一、阿部豊熊の三氏に對し、料金未納を口實に断線をした。

会社はかねて擴張工事をする時、右三氏所有の畠、山林に無断で電柱を建て、樹木を伐採せるに拘らず、其損害を補償せず、又使用料をも支拂はず、殊に金子氏の山林中には保有者の承諾を得ないのみか、其筋に對する手續も取らず、三氏は社の横暴振に激昂し、其損害補償金を以て料金と相殺せんと談判中のものであつた。三氏は夫々老人、中學生を持つて居り、困惑されて居るも、点燈を要請するは無法なる會社に屈服することとなるので、九月四日知事に宛て事情を具陳し、縣營實現に至るまでは断乎として萩電の供給を受けざる決心なれば何卒一日も早く縣電の供給御開始相成度と陳情書を提出した。尙此件に關し三氏は山口地方裁判所へ訴狀を提出した。

### 萩電臨時總會と同盟會幹部會

遞相の裁定、藏相の起債許可があつたにも拘らず、井原氏は尙泰然として九月五日高大亭で臨時株主總會を開き、改めて正式申込あらば、讓渡に應ずる場合あるべきも、今回の引渡要求には法理的缺陷があるにより、應諾せざる旨、多數を以て協定した。席上古野辯護士は訴訟に関する經過報告と、夫に對する意見を述べ、株主厚東太郎氏は高橋吉郎、小原彌一郎両氏の委任狀を持參し、古野辯護士の説は形式的書生論で一顧の價値なく、此上會社が反抗的態度を固持するならば、結局二重配電となり、我々株主は非常な

不利を來すこととなるから、今回の交渉を機として引渡すが良策であると主張した。

同盟會幹事は重大なる時機であるとし、九月三日より五日まで連日会合して對策を講じた。電氣局員梅田利一氏は三日及五日の兩度、狀況視察の爲め山口より來り、幹事等と会談した。

### 同盟會委員の熱狂

二重配電の實現を期する委員総代八名は自發的に委員会を九月六日午後七時商工俱樂部で開いた、會する者約五十名、出羽氏は先づ開會の挨拶として、縣知事は九月一日より縣營にすると公言されて居るに拘らず、會社が三百代言的の法理論を以て、對抗する爲めか、今に問題の解決を見ないのは一体如何なる理由か、吾々は飽迄初志の貫徹を期すべく、此会合を催したと述べ、次で其席に招かれたる山本幹事は其後の経過、厚東幹事は會社總会の模様を報告した。両幹事退席した後、種々協議の上次の申合せをした。

一、明七日知事を訪問し、縣營促進を鞭撻するため三十名の委員を選ぶこと、

二、明七日萩町並に防府町に一萬枚の宣傳ビラを撒くこと

三、知事の答辯如何によりては萩町公会堂で、二重配電の斷行を要望する需用者大会を催すこと。

### 青天の霹靂一重配電の許可

縣廳玄関に於ける同盟會員の大歎聲

九月七日午前十時萩町及三見村の同盟會委員五十四名は「萩電撲滅、二重配電請願」と書したる大白布を後に貼布した九台の自動車に分乗し、「頑迷固ろうなる萩電の態度を見よ」と題したる二重配電斷行熱望の宣傳ビラ（附錄三〇）一萬枚を用意し、先づ萩町に撒布して山口に向つた。一行が山口に着く六分前、知事宛に望月遞相より二重配電許可の公電が達した。午後二時十分大森知事は縣廳玄關に待つ萩町有志に挨拶して此報を傳へた。今が今まで二重配電断行促進で張り切つて居た一行の喜びはすばらしいもので、若松與四郎氏は代表して其喜びを述べ、知事は諸君の希望通りに縣は是から命令により、着々縣營施設に當る旨を答へ、三好氏音頭をとつて萬歳を三唱し、會見を終つた。午後三時一行は自動車の横腹に「二重配電許可さる」の赤字の布を巻きつけて縣廳を発し、山口町内に宣傳ビラを撒き、長驅して防府町に到り、井原氏が入りとの風評ある某旅館の前で歓聲を擧げ、宮市天滿宮に二重配電許可の報告をなして氣勢を擧げ、ビラを撒いて歸萩した。

同盟會では山口よりの電話で、其許可を知り、「二重配電許可」と題するビラ（附錄三一）を刷り、直に町内に撒布した。



き結果を來すことなきを説明した。更に縣當局の立場を説明する必要ありとし、糟谷縣電氣局長は十八日上京の途に就き、二十日電氣協會理事に詳細説明して其諒解を求めた

## 斷末魔の間際まで 頑ばる井原社長

井原氏は既往三ヶ年四面そ歌の中に在つて、会社即ち自己の利益を擁護する爲め、批難攻撃を物ともせず、あらゆる手段を盡して、需用者、縣當局、内閣に向つて對抗挑戦し來つた。二重配電の法律上の催告期限が九月廿日であり、是が過ぎれば泣いても笑つても、取り返へしのつかぬことになるに拘らず、尙自若として防電株主の大騒擾の中に立ち、一方關係会社の電柱建替に全力を傾注して反抗の氣勢を擧げ、他方電氣協会をつゝいて政府を窮地に陥れんと策謀を回らした。自信に向つて猪突する勇氣は眞似易からず、感服の他なきも、結局何等利潤を増すを得ず、費用倒れとなつたのは、自業自得で已むを得ない。

## 大阪會議

圓滿手打成る

九月十八日望月遞相は大阪發歸京に際し、秋田次官に旨を含めた結果、次官は十九日夜急きよ大阪ホテルに大森知事と井原氏を招きて會談せしめ、次官立会の上で種々折衝を

## 山縣公爵の薨去と萩町に 於ける告別遙拜式

本問題解決に對し隠れたる指導者として非常に盡力せられた山縣公は大阪會議の結果を知事の電報によつて知り大に喜こばれ、自ら揮毫した得意の蘭の畫を携へて望月遞相へ禮に行かれた。三年間念頭を離されなかつた大問題が解決を告げ、肩の重荷を下ろされた故でもあつたか、五月廿四日午前十時半、居室で卒倒し、醫療を加ふる暇もなく、

十時脳溢血の爲めに卒然として薨去せられた。公の晩年は

四、裁判訴訟關係は全部是を取下ぐること

三、会社は至急總会を開き、其決議を経て、讓渡許可申請の處置に出ること

二、四月十八日遞信大臣の裁定に基く價格によること

一、双方今後誠意を以て事件の圓滿進捗を計ること

重ね急転直下茲に圓滿な解決を見るに至つた。此解決は遞相、次官の斡旋宜しきを得た爲めで、十七日遞相が大阪に来るや、井原氏を招き、今まで抜いたすごい寶刀とは打つて變り、極めて情義を盡くした言葉で、懇々圓滿解決を懇願し、社長も遞相からひざを折られて見ては、現下の苦境に際し感激が深く、萬事をお任せすると出たのに起因するのである。實に二重配電催告期限の前夜である。縣と会社が取り交はした假契約の内容の大略は左の通り。

二、但し第二号中假勘定水電費を除く。

三、会社事業財産の一切譲渡は十一月一日午前零時までに完了すること。

四、從來の会社權利義務は一切縣へ繼承し、今後譲渡期までの工事等に就ては、縣の諒解を求めて進むること。

五、会社現使用人は本人の希望によりて、縣が夫を認めたる場合は其儘引き受くること。

六、会社現使用人は本人の希望によりて、縣が夫を認めたる場合は其儘引き受くること。

七、会社現使用人は本人の希望によりて、縣が夫を認めたる場合は其儘引き受くること。

## 兩電株主總會と兩電讓渡の認可

大阪會議の覺書に基き、井原氏は廿七日縣廳に來たので、知事は先づ細目の協定も円満に進行させ度い旨希望を述べた。会社側は井原氏、古野辯護士、縣側は金野業務課長、宮崎庶務課長が商議に當り、縣より提出した假契約書案に就て協議を進め、廿八日最後に大森知事、赤松内務部長も列席し、全部を議了、假契約書に調印した。其内容は左の通り。

## 最後の調印を終り大團圓を告ぐ

### 假契約書の内容

大坂會議の覺書に基き、井原氏は廿七日縣廳に來たので、知事は先づ細目の協定も円満に進行させ度い旨希望を述べた。会社側は井原氏、古野辯護士、縣側は金野業務課長、宮崎庶務課長が商議に當り、縣より提出した假契約書案に就て協議を進め、廿八日最後に大森知事、赤松内務部長も列席し、全部を議了、假契約書に調印した。其内容は左の通り。

一、縣が買收せんとするものは萩、防府兩電の事業と裁定書第一号第二号第三号に掲ぐるものとす。

斯様に總会の正式決議を経て、假契約書が本契約書となつたので、兩電燈會社と山口縣とは連署を以て十月六日電氣

事業譲渡の認可申請を遞信大臣にした所、十月廿一日附で認可せられ、契約通り十一月一日全部縣に引繼を了し、さしも紛争を極めた事件も無事圓満解決を告げた。

事業譲渡の認可申請を遞信大臣にした所、十月廿一日附で認可せられ、契約通り十一月一日全部縣に引繼を了し、さしも紛争を極めた事件も無事圓満解決を告げた。

### 東京會館に於ける披露宴

本問題の解決に對しては山縣公を始めとし縣出身の江木前法相、田中總理大臣等の斡旋一方ならず、尙朝野各方面の後援を受けたことなれば、十月十二日大森知事は井原氏との連名で、是等關係者百十三名を東京會館の披露宴に案内した。当日の出席は五十餘名、知事の挨拶に對し望月遞相の謝辭、福原俊丸男の所感、渡邊代議士の祝辭あり、井原氏乾杯して列席諸賢の健康を祝し、午餐会を終はつた。錯綜を極めた本問題も最後には芽出度く円満振を發揮した

### 萩町區長集會と同盟會よりの謝電

十一月一日恰も縣電營業開始の当日區長集會が公会堂で催された。山本幹事は町長の諒解を得て、糟谷局長、梅田萩電出張所長を同所に案内し、局長より一場の挨拶があり、所長も就任の挨拶に兼て本問題の解決によりて、町民の受くる利益を概説した。

同日午後三時同盟會幹事会を事務所で開き、田中、犬養、望月、安達、江木、桑山、秋田、瀧口、大森、糟谷、渡邊、富田、庄の各位に感謝の電報を發すること、同盟會員に

### 爭議餘談

#### 一、消燈に基因する一椿事

近來（昭和二十四年一月誌）住宅が非常に不足し、多くの被戰災者、引揚者達は困惑を極めて居るに拘らず、各地に火災が頻発し、其建設を阻害することおびただしい。是に一時間に合せのバラツク建物の多くなつたこと等諸原因があるだろうが、一般人心の緊張が官民共に不足して居るのも其一つであると思ふ。吾人は消燈により俄にランプの使用を始めたので、是が基で火災を出しては申し訳がないと思ひ、火の用心には特に注意方を喚起して居た。幸ひ二ヶ月の間事なくすんで安堵したが、是は全く町民舉つての大緊張の結果であると思ふ。唯此問一つ丈不祥事があつた。それは一月十一日夜瓦町日本基督教会で催された倍加講演会が終つた後、有志が尙居残り、來演の松本牧師を圍んで雑談を交はして居た際、カーバイト、ランプに故障が出来、夫を修繕せんとした時、突然ガスに引火し、小タンクが爆発した爲め、教会の長老石津彦之進氏外數名が火傷したことである。石津氏が一番ひどく両手顔面に傷を受け、約一週間玉木病院に入院された。幸ひ大した後遺症もなく治癒したのであるが、事あれかしと待つて居る反対派

新聞は大げさに是を報道した。同教会が東田町より同所に移つた際、余は地所購入交換に關係したことがあり、教会の人々殊に石津氏とは親交があつたので、誠に氣の毒に堪へなかつた。

### 二、末岡邸に於ける山縣公歡迎会

山縣公は佛領印度支那へ赴かれ、答禮大使としての大任を果されて後、幾許もなく四月十五日暮参の爲め歸郷せられたので、末岡幹事は吾々の喜びを代表し、歡迎宴を同邸で開いた。主賓は山縣公御夫妻と勝津未亡人、次賓として瀧口翁にお越しを願ひ、厚東氏差し支への他幹事が打揃ひ、歡談に半日を過ごした。同公も非常に御機嫌克く、幹事達に得意の蘭を席盡して賜はつた。其後萩の老女傑小川三香女史は幼友達として同公の來邸を乞はれ、其席に余は陪食の榮を得た。其際比較的御許しの六ヶ敷い書をお願ひした處、心よく風月歸吾有と額書せられた。吾人の勝利を含めた字句で誠に好記念である。

この年の夏であつたと思ふ、川島土堤の三休庵へ幹事八名は御招待を受け、涼味を満喫しながら、食膳を前に愉快に往事を語り合つた。

### 三、巧妙なる幹部組織

本紛争を完勝に導き來つたに就ては、本書序文中に書いて

置いた通り、幾多の原因が存在した。後になつて考へて見ると、其小原因ではあるが、見逃し難いのは幹事八名の組合せの妙である。以下箇條書にして要を述べることにする。一、最初山縣公にお答へした様に、黨人として顔の賣れた者に政友系の山本、花村二氏があり、憲政系に厚東、末岡の二氏があり、内閣が變つても各黨の先輩に御依頼に出る時は、適當な人選が直ぐ出來たこと。

二、多人數の代表者としては兎角平常他を頤使する習慣のある者が揃ふことが多い。然るに幹事中には少し腰の重い人も居るが、敏捷隼の如く自ら自転車で飛んで廻る三好、野村二氏の如きがあり、幹事は頭から手足まで其構成が理想的によく調ひ。八心一体の妙機を發揮したこと。

三、前項を少しく具体的に云ふと、事務に練達し、世故にたけた久保田、花村の兩氏があり。法令に詳しい厚東法學士があり。暴民の代表者だと悪宣傳されたが、それらしくない末岡、岡田の兩素封家、山本醫學士などがあり。實業家との交渉には三好氏が活躍し。舊兵隊關係者との連絡には岡田、三好、野村の三氏が其衝に當つたこと。比較的能力で猪突勇猛な武者が多く、攻撃にも守備にも適材のあつたこと。

四、特殊事情としては厚東氏が萩電の株主であり、株主総會の模様は本会や縣へ筒抜けの状態であり、且つ氏は三見村有力者阿部豊熊氏と親せきの間柄であり、同村委員の結

束に便宜を有したこと。又野村氏は奥玉江白水校の附近に住宅があり、近き三見村には知己も多く、同村委員との連絡が容易であつたこと。

五、三好氏が自転車業の他印刷工場の經營を兼て居たことで、夜間早朝を問はず、ビラ其他活刷物が自由迅速に調へ得られたこと。

六、事務所は先づ萩の中心で、老人も居ず、一家を擧げて歓待し、集会者は氣兼が少なかつたこと。

#### 四、山縣公追悼祭

昭和三年四月廿四日同盟会の主催で、山縣公爵追悼祭を萩町公会堂で開いた。列席者は遺族として勝津夫人、鬼武家令、糟谷局長、電氣局各課長、萩町官公署長、學校長、同盟會委員等約三百名。山本幹事主催者總代として祭文を朗讀し、局長は知事の弔辭を代讀した。嚴肅なる神祭後宴會に移り、山本幹事の挨拶後、局長は追懷談として本問題進行中の四危期、山縣公、大森知事の大努力を語られた。別室で陶器、書畫等山縣公の遺品を陳列し、其遺徳をしのんだ。知事弔辭中の一節は次の通り

(前略)顧るに余が着任當時に於ける第一務は既定縣はの實行たる萩防府電氣会社買收の懸案を解決するにありき然るに爾後滿二ヶ年に亘りて本件は測らずも紛糾に紛糾を重ね波瀾重疊容易に落着せず而かも法律上行政上空

前なる事態を醸し漸く昨秋に至りて終結を見たるが此間に於て本縣が陰に陽に公の譽篤なる幹旋配意を蒙りたるは縣民齊しく強記感銘する所なり。(後略)

#### 五、同盟會幹事慰勞会

昭和三年五月二日高大亭で、同盟會委員有志者主催の幹事慰勞会が開かれた。右の賛成者は四百五十七名(記念品贈呈賛成者を含む)の多数で、席上山本、厚東、末岡、久保田、岡田、花村、三好、野村の八幹事及山本夫人タキ子、元幹事田中清二の十氏に記念品を贈ることが報告せられた。右の記念品は六月八日に出羽百合助、西村安三郎、佐伯卯一、佐伯靜馬の四氏が事務所へ持參せられ、受品者は十日附で禮狀を差し出した。

#### 六、心地よく集まつた寄附金

本爭議に關して同盟會は會員から別に会費を徵集したわけではない。然し大会費、印刷代、自動車賃、他行旅費等相當の費用がいることを知つた有志は幹部に迷惑をかけては濟まぬと云ふので、十二月十七日理髮組合の二十円を最初として団体或は個人の特志寄附がぼつゝ集まつた。警察方面よりの壓迫が益々烈しくなつた一月十六日以降は、各町各區が競つて寄附を勧募して持參せられた。實業會、動力組合の各三百圓、東田町の二百二十円、濱崎の二百圓を

ものである紛争中は井原社長のことを頗る惡し様に宣傳して居たのであるが、社會劇として觀賞すれば、社長は惡黨の填役で、實に天下一品の名優であつたと感嘆されるのである。吾々も官憲の驥尾に附いて最後まで、粘り強く活躍した役者の一部であるが、とても社長の名優振りには足許へも寄りつけない。會社重役、會社員を手懐けることから、電氣協會役員、貴族院の貴公子まで取り込みて自由に躍らせ、或は知事や民衆を愚弄するあたり、誰が觀ても喝采を贈らずには置かれまい。是等秘藝が一夜明ければ最早や取り返へしの付かぬ間際まで緊張して續行され、手に汗を握らされたのである。舞台は深く廣く萩、山口、東京、大阪と展開し、役者も地方の小者から町、郡、縣の首腦者を始め、大臣諸公、總理大臣にまで及んで居ることを思へば、眞に華やかな男性劇であつた。附隨して起きた餘興的小演劇も相当あり、吉凶とも人事問題を招來して居ることも見逃し難い。

#### 七、興味わく痛快な社會劇

本爭議も後から顧れば痛快な社會劇であつたと言ひ得るのであるが、其渦中に翻弄されて居た時は、一生懸命苦しいとも楽しいとも思はず、無我夢中に吾々は邁進して居たのである。戦争の爲め食糧事情がひつ迫するまで永らくの間、幹事諸君は公会堂年賀会の歸りには、打揃つて拙宅に寄り、晝飯を共にして追憶談をなして時刻のたつのを忘れた



## 萩電爭議實錄附錄

### 附錄二 追加急告

過日ノ萩電氣需用者同盟會大會決議ノ通り会員各位ハ必ず  
左ノ方法ヲ採ラレルコトガ最善ノ手段ト思ヒマス

大正十三年九月廿九日

萩電ノ値下其他ノ要求ニ對シ監督官廳ヨリ調査ノ爲メ來萩  
セラレタリ電用者諸君ハ本問題ノ解決スル迄料金延滞實行  
セラレンコトヲ重ネテ要望ス

会社ノ反省ヲウナガス爲メニ会員ハ料  
金ヲ支拂ハザルコト

会社ガ一般消燈ヲナスニハ適法ノ理由ガアツテ地方長官ノ  
認可ヲ得ナケレバナラヌコトニナツテ居リマス若シ其場合

ニハ下名等が相當ノ方法ヲ採リマス

右ノ件ニ付キ御不審ノ點ハ事務所ヨリ何時ニテモ參リテ説  
明致シマス

大正十三年九月二十六日

花 村 久 之 進	田 中 清 二
三 好 利 三 郎	厚 東 太 郎
末 岡 周 介	厚 東 太 郎

拙者等ハ乍借越本省へ陳情ノ爲メ去ル七日出發シ先づ本縣  
廳ニテ經過ヲ聽取シ廣島ヘ下車翌八日廣島遞信局ヘ出頭シ  
局長課長ニ詳細願意ヲ陳情シタルガ萩電社長ハ井芹支配人  
同伴數日前同局ノ警告ニ對シテ直チニ出萩シテ需用者ト協  
定シ円満解決ヲ言明セラレタル由ニ付キ一應東上ヲ中止シ  
同夜歸萩致シ候定メシ同社長モ今回ハ此至当ナル本会ノ要

### 附錄三 電氣需用者同盟會員各位報

花 村 久 之 進	田 中 清 二
三 好 利 三 郎	厚 東 太 郎
末 岡 周 介	厚 東 太 郎

## 萩電氣需用者同盟會員各位

求ヲ甘受實行セラル可シト期待シ居リ候右取敢ズ報告候也  
十月十日

厚 東 太 郎	末 岡 周 介
中 清 二	田 中 清 二

## 萩電氣需用者同盟會員各位

### 附錄四 決議

#### 議

本会ハ先キニ萩電燈株式会社ニ對シテ暴利冐收ノ反省ヲ促  
シ數次電燈料金ノ値下ヶト要求スルト共ニ官憲ニ對シテモ  
亦毎度現狀ヲ具陳セリ然ルニ今回同會社ノ發表ヲ見ルニ頗  
ル僅少ノ値下ヶニ過ギザルハ其ノ獨占事業ナルヲ奇貨トシ  
テ横暴ヲ極メ公共的事業タルコト顧ミズシテ巧ニ當局ヲ籠  
絡シ大ニ地方ノ福利増進ヲ阻害シ社会政策ヲ無視スルノ公  
敵ト云フベク又實ニ會員一般ヲ侮辱シタルモノト云フベク  
シテ甚々憤慨ニ堪ヘザルナリヨツテ會員一同益々堅ク團結  
シ協力シテ來ル十二月十六日ヨリ斷然同會社供給ノ電燈ヲ  
全廢ス

### 右決議ス

大正十三年十二月九日

### 附錄六 御需用家各位

## 萩町愛護團

ニハ電燈滅火御希望ノ向モ有之候様相伺候處如御承知電燈滅火ノ如キハ御需用家ニ於カレテモ將又會社ニ取リテモ不容易且ツ更ニ点燈御用命ノ節ハ非常ニ手数ヲ要シ候事ニ有之候ニ付テハ平素不行届ノ点ハ幾重ニモ御容捨ノ上此際在來通り引續キ御点火御用命ノ程ヒタスラ希上候

追而既ニ御承知ノ事ニ可有之候へ共弊社營業規定上電燈取除取付等ノ節ニハ何レトモ各一灯ニ付金五拾錢ノ工事費（電燈料金ノ外ニ）ヲ頂載スル「ニ相成居候間爲念一應申添候

大正十三年十二月十七日

## 萩電燈株式會社

### 附錄七

#### 急 告

十二月十六日迄ノ消燈申込総数四千五百九十二戸

一万三千五百灯餘

#### 一、其後尙消燈申込續々到着シツ、アリ

一、会社ハ消燈申込ノ手續ヲ不備ナリトシテ申込ヲ拒ミタルニヨリ已ムヲ得ズ更ニ各戸ニ付キ申込書ヲ取纏メ會社ニ交付スル筈ナリ

一、本月十六日前十一時井原社長及中村重役我同盟会事務所ニ來リ会見ヲ求メタレバ郡長署長及町長立会ノ下

### 附錄八

## 萩電氣需用者同盟會

拜呈 之の頃電燈滅火の御希望なき向へも消燈方を強要するものが有るとの事であります但左様な事には一寸も御心配なく御需用家各位自由の御考にて其儘點燈御繼續を御願致します消燈及点燈は度々申し上ました通り不妙御手数と

大正十三年十二月十八日

### 附錄九

#### 告

御負擔とを要しますから之の際消燈方を勧誘に参るものがありまして也能く御熟慮の上何卒引續き御点火御用命の程重ねて御願致します

大正十三年十二月十八日

## 萩電燈株式會社

### 問題紛争に關する件

本件に關しては客年十月二日付保第一一二二号内申に對

し十月十日付保第一一二二号通牒の次第も有之御指示に基き料金を値下せるに拘依然紛争を繼續し遂に需用者結束して消燈するに至り其間需用者側より當廳へも其事情を訴へ事業經營の更改を求むる等形勢甚だ穩かならず電氣事業法第六條の適用を必要とするとも思料せらるる状況に有之是に對し折角御配意中の義と存じ候へ共此際事業者側に於ても其態度を改むる處無くんば當面を拾收すること困難なるやに存じられ候惟ふに事業者側は諸般の点に於て誠意をせず殊に營業第二十七期に於て多額の雜益及評價利益を計上し高率の配當をなし株金全額拂込として依然相当の配當を繼續しつつある等事業の實情に疎隔を招きたるの跡なしとせす

缺き御來示の如く寧ろ感情的に疎隔を招きたるの跡なしとせす

様存じられ候尙本件紛擾は其來由古く將來に禍根を貽す虞なしとせず此点に付ては或は是を縣營に移す等相當根本問

大正十三年十二月三十日

題に付ても御考慮の儀と存じられ候に就ては至急當面問題の鎮靜を期すると共に根本的の解決策に關し御意見承知致し度し

大正十四年一月十日

遞信省電氣局長

三松山口縣知事殿

町民ノ沈思熟慮ヲ要スルノ秋ハ今!!  
消燈ノ結束無意義ニ破レンカ  
鳴呼町民ハ永遠ニ無氣力ノ譏ヲ招カン眞ニ長州男子ノ氣概  
アルモノハ吾等ト最後ヲ共ニゼン

一月廿八日

### 附錄一一 會員諸君に申上ます

一、皆さん我々はあくまで消燈をつづけて最後の勝利を期しませう  
二、皆さん我々は益々幹部をたすけ長州男子の本領を顯はしませう  
三、皆さん色々と反対ピラのまかれる爲めに我々の結束が尙ほ／＼固くなるわけでせう  
四、皆さんガスとランプでよろしいから店頭を明くして夜間の營業も盛大にやりませう  
五、皆さん我消燈同盟会幹部諸君の熱誠なる努力に對しては感謝の意を表しませう

一月廿七日

濱崎新町消燈同盟會員

**附錄一二 ◇正義ニ燃ユル町民諸君ニ檄ス**  
△大勢は定まりました一刻も早く点燈するのは町民の自由にして公正なる意思の発露であります  
○一刻点燈の遅るるのは一刻取返の付かぬ町民の損害であります  
○横暴なる会社に對する持久戦は点燈が一番の捷徑であります  
○官憲を信ぜず秩序を無視するものは國家を謬るものであります

### 三好利三郎

### 附錄一三 點灯のおすすめ

○時局の解決は誠意ある當局の裁斷に信頼します  
○大勢は定まりました一刻も早く点燈するのは町民の自由にして公正なる意思の発露であります  
△我等の運動は着々効を奏しつゝあり  
△意を安じて目的の貫徹に努めよ  
△光輝ある萩町の歴史を泥土に委することなく益々結束を固めて共に幹部の激励に努めよ

一月二十八日  
二十七日大毎拔萃

萩中正會

### 附錄一四

萩電の息を止める斷乎たる内命

遞信省から既に下るその内容は決定的のものだ

東京から歸つた 伴局長談

萩電燈爭議問題その他の事務打合せのため出張中であつた  
伴廣島遞信局長は廿四日夜歸廣して語る

萩電の争議は料金値下問題に感情問題がからみついてゐる  
が、遞信局の監督方針はすでに確定してゐる、即ち感情問

題に對しては山口縣の取締に一任し、遞信局は当初の方針通りあくまで傍観的態度を執ることになつてゐる。料金問題については数日前本省から山口縣に對し或る内命を與へてあるから山口縣でもこれに基いて争議の解決に努力してゐることと思ふ。その内命の内容は今こゝで発表しては山

口縣がそれを執行する上に差支を生ずるおそれがあるから明言ができぬが、遞信省が今度發した内命は決定的のもので更に妥協を許さぬ、もし萩電側がこの命令に應じない場合は電氣事業法第六條に「公益上必要と認むる際は料金の

### 附錄一五

東田町電氣需用者同盟會員

### 會員諸君に告げ

幹部ハ知事一任説ヲ絶対ニ否認スルモノニアラス、サレド此不祥事ヲ再ビセザランガタメ最善ノ努力ヲ爲シツ、アリ問題ノ解決近キニ当リ諸君ノ結束如何ハ直チニ吾等ノ幹部交渉ノ成否ニ關スルコト大ナリ  
今日マデ行動ヲ共ニセラレタル諸君ハ益々結束ヲ固クシ幹部ノ行動ヲシテ容易ナラシメヨ

一月廿八日

### 萩電氣需用者同盟会委員有志者

## 附錄一六

愛町ノ士ヨ 結束セヨ

邪は正に勝たず今や会社は瀕死の状態にあり  
戦闘は己に最後の五分間に迫れり吾人は此の際其の結束を  
破る事なく終始一貫初志を貫徹せざるべからず  
同盟会幹部をして益々勇往邁進萬全の策を成さしむるにあ  
り希くは愛町の念ある人士は一致団結し同盟會を援助して  
一日も早く其目的を達成せしめられん事を

一月廿八日

土原萩町郷思会

## 附錄一七

会員諸君よ!!

一、電燈問題の解決がつく迄いつ迄も消燈を續けましよう  
一、此運動は長州男子の面目にかかわる大事な問題であります  
一、幹部の運動に大に後援を致しましよう  
一、ガスとランプで續けましよう

一月廿九日

唐樋町消灯同盟會會員

お、鐘が鳴る  
長州男兒の  
意氣を示すは  
正義に燃ゆる  
この時と  
「結束固めよ」の  
鐘は鳴る

俱に守らむ 時は今  
いさ立て! 奮へ!!  
老若男女!! 郷土史を  
吾等が榮ある

惠美須町電氣需用者同盟會員

## 附錄一九

◆ケツソク!! 結束!! 結束!!

消燈ノ結束ハ問題ヲ解決スル最良促進方法デアリマス  
幹部ハ大イニ賴ル所アリテ終始一貫消燈ヲ歡迎シマス  
今ヤ會社ノ破滅ハ最後ノ一分間ニ迫マリマシタ  
愛町ノ念アル皆サンヨ此際一致団結シテ幹部ノ行動ヲ助ケ  
マショウ

一月三十日

米屋町電氣需用者同盟會

## 附錄二〇

◆會員諸君に申上ます

一皆さん我々の運動は着々効を奏しつつあります  
一皆さんこれは同盟會員の消燈結束の賜であります  
一皆さん我々はあくまで消燈をつづけて最後の勝利を期します  
一皆さん我々はあくまで消燈をつづけて最後の勝利を得ませう  
一皆さん真に萩町を愛せらるゝならば情實や反対ビラに迷  
されて本志を過つてはなりませぬ  
一皆さん我消燈同盟會幹部諸君の熱烈なる努力に對して感謝  
の意を表しましょう  
一皆さん益々幹部を激勵して勇往邁進させましょう

東濱崎町消灯同盟會員

## 附錄二一

◆長州男子ノ意氣アル皆サンヨ!!

## 附錄二二

マヨハサルルナカレ

会社側ハ甘言ヲ以テ近ク點燈ヲ勸誘スルモノ、如シ  
點燈ハ瀕死ノ敵ニ糧ヲ與フルモノナリ  
何人ガ點燈ヲ勧ムルモ恐ル、コト勿レ  
最後ノ五分間ニ於テ敵ニ屈スルコト勿レ  
勝利ハ明白ナリ勝ツテ兜ノ緒ヲシメヨ

一月卅日

萩電氣需用者同盟會

## 附錄二三

◆會員諸君に告ぐ

## 附錄一八

鐘が鳴る！

お、鐘が鳴る  
長州男兒の  
意氣を示すは  
正義に燃ゆる  
この時と  
「結束固めよ」の  
鐘は鳴る

◇一致協力消燈を續けて最後の勝利を得ませう

◇如何なる迫害を受くる共幹部を助け長州男子の本領を顯し警戒嚴重に益々結束を固めませう

◇和合團結親密に同盟し我が幹部諸君の熱誠なる努力に報ひませう

◇將に來たらんとする平安なる勝利の歡喜を共に致しませう

三十日

## 平安湖町消灯同盟会

### 附錄二四

尊きは力なり

团结の力……一致の力……結束の力……

正義の力……消燈同盟の力

力充實して萩電は今や敢へなき最後を遂げんとす吾人は殘餘の一分に努力し凱歌を奏せん

一月三十日

## 御許町共愛會

### 同 盟 會 應 援

一月卅一日

## 前小畠消灯同盟會員

### 附錄二六

消燈！結束！秩序維持！

一、消燈は問題解決のちかみちであります

一、益々結束を固くして最後の勝利を期しましよう

一、今や萩町は未曾有の混亂状態に陥りました

一、町民は舉つて自衛の爲めに起ち秩序の維持に努めましよう

一月卅一日

## 橋本町消燈同盟會員

### 附錄二五

◇最後之勝利ハ目捷ニ迫ル

一、萩町之興廢此一舉ニアリ各員結束努力セヨ

一、明治維新ハ誰ガシタ我々正義ノ萩町民一電燈會社ガ何ノソノ

一、固キ心ノ一徹ハ石ニ立ツ矢ノタメシアリ

一、正義ニ擧ル三万町民期待ノ勝利ヲ克チ得タリ

一、大イニ幹部ノ勞ヲ謝シマシヨウ

一月卅一日

### 附錄二七

正義に勇氣のほとばしる。  
長州人のたましひあらば。  
かねて約せし消燈の。  
盟ひはあくまでかへまじと。  
聞く結んで何者の。  
すかしもおどしも耳かさず。  
一糸亂れずまつしぐら。  
進み進んで目的を。  
達することにつとむべし。  
百萬一心心わするゝな。  
是ぞ長州人士なり。

すかしもおどしも耳かさず。

たゆむなひるむな結束を。  
會員諸君結束を固くしませう。

一月卅一日

## 熊谷町消燈同盟會員

### 附錄二九

太陽は東方より  
正義は萩ツ兒より

## 津守町電氣同盟會員

### 附錄二八

◆愛郷の皆さんよ!!

一、御互に解決の就く迄電燈は點火しますまい

を許可すとの電報來る需用者各位は縣當局を輾轉して其實現を速かならしむる様努力され度し

二月三日

萩町 D D D

七二

昭和二年九月七日

### 萩電氣需用者同盟會

### 附錄三〇 頑迷固陋なる萩電の態度を見よ!!

縣當局の買收申込に對し私腹を満すに汲々たる萩電は徒らに詭辯を弄して今縣是を疎闊せんとす吾人は茲に遞信大臣並に縣當局が直ちに買收交渉を打切りて二重配電断行の擧に出でんことを熱望す

憶ひ起す往年の爭議!!

吾人再び事をなさんと欲する者に非らずされど敢て辭せざるの意氣を有することを附言す

昭和二年九月七日

### 萩電氣需用者同盟會

### 附錄三一

#### ◆二重配電許可

本日午前十時萩町及三見村電燈委員五十余名は自動車九臺に便乗し大森知事に二重配電請願の爲め縣廳に出頭し知事の萬歳を唱へて將に別れんとする際遞信大臣より二重配電

正	誤	表
五	四	頁
七	六	段
五	四	行
〇	〇	正
一	一	厚東
九	九	原東
二	二	十三日
三	三	三日
四	四	であると
七	七	でとある
〇	〇	畏惱士
二	二	畏惱士
八	八	泉流寺
〇	〇	側の
六	六	挫折
上	上	勝訴
下	下	側は
上	上	坐折
下	下	勝斥
上	上	許下
一	一	通夜
九	九	許可
〇	〇	逮夜

### 廣告

#### 一、萩の陶磁器 山本勉彌著

昭和二十五年十二月一日印刷 定價一〇〇円  
萩文化叢書第一卷 A五版假綴八七頁

定價一五〇円 送料六円

發賣所 萩市東田町五八 白銀書店

#### 一、珍魚の譽 田中市郎著 山本勉彌編

昭和二十五年十二月十日發行 送料六円  
萩文化叢書第二卷 定價一〇〇円 送料六円

定價一〇〇円 送料六円

#### 一、防長に於ける郡司一族の業績

山本勉彌 河野通毅 共著 A五版假綴一〇二頁

昭和十年發行 改定價一〇〇円 送料一二円

### 豫告

#### 一、萩の瓦 山本勉彌著 萩文化叢書第三卷

昭和二十六年四月發行予定

複製不許

Y365  
10

萩市立萩図書館



111468708

5

111468708